

平成29年6月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成29年6月29日(木)、30日(金)
所属委員	〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…1件

：承認…1件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…3件

[※議員提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(3) 請 願：採 択…1件

：不 採 択…1件

[※請願はこちら](#)

(6月29日(木) 企画調整部)

神山悦子委員

専決処分の関係で聞く。

企画7～8ページで災害救助費の説明があったが、もう少し中身を聞く。

これは自主避難者がことしの3月いっぱいまで退去したことに伴う金の動きなのか。その金を一旦基金に入れると理解してよいか。

また、自主避難者の世帯数をどれくらいと見て計算したのか。

生活拠点課長

昨年度の災害救助法による救助費の事業費及び国庫負担金の交付額の確定に伴い、災害救助費負担金に係る国庫負担金の過大交付額と執行残の6億3,016万8,000円を今年度、国庫に返還する必要があり、その返還の財源として危機管理部が所管している災害救助基金に積み立てる。委員指摘のとおり、返還財源として支払い時期が到来した際に速やかに返還する。執行残が多くなった理由だが、昨年度、避難指示区域外からの仮設住宅の供与が終了したので、他の都道府県の仮設借り上げ住宅の供与に関する経費が大きい。

そのほか、避難指示区域内からの避難者であっても、新たな住居の再建や、災害公営住宅への入居など、年度途中の避難者の退去が進み所要額が大幅に減少した。

自主避難者の世帯数について、平成27年度と28年度を比較すると、全体で8,200戸ほど減少している。内訳は避難指示区域外からの避難者が2,000戸程度、区域内からの避難者が6,200戸程度であり、避難指示区域でも退去が進んでいると認識している。

神山悦子委員

適切な時期に国に繰り戻すとのことだが、それはいつか。

生活拠点課長

今決算を行っており、最終的には国で精算監査を行う。それが終わって例年年度末ころに返還することになっている。

神山悦子委員

自主避難者の戸数が全体で8,200戸とのことだったが、これは3月末時点での計算か。

生活拠点課長

年度末で想定していたが、他県の件数報告が上がっていないのであくまでも推測である。詳細は把握していない。

神山悦子委員

大阪府が入居者数をきちんと把握しておらず、他にも入居者がいたと報道でわかった。避難区域内外の入居者数はどこで精査するのか。

生活拠点課長

報道を見て大阪府に問い合わせたところ、応急仮設住宅の供与戸数は間違っていないことを確認した。それ以外の数字を間違えて報告したと認識している。

神山悦子委員

予算との関係もあるのでよく確認してほしい。大阪府がどうして間違えたのか、原因をよく調べて、しかるべきときにその結果をきちんと示してほしい。ほかの県にはないことを祈っている。大阪府の出先機関ではきちんと支援を行っており、こういったことがあっても仕方がないかもしれないが、数字の裏づけが変わってきてしまう。震災から6年3カ月たっているが、こういうことがわかった時点で調べて、結果を知らせてほしい。

古市三久委員

企画の2ページで、再生可能エネルギーの普及拡大事業として、Jヴィレッジの地中熱を調査するとのことだが、具体的にどういうことか。

エネルギー課長

企画の2～3ページの事業である。現在Jヴィレッジは再開に向けて工事を進めているが、運営改善を図る方策の一つとして太陽光発電などの自家消費を想定している。委員から話があった地中熱利用はこれから調査を行う。最終的にどのようなものが導入できるかは調査の結果を見てからになる。

古市三久委員

スローガンなのか実効性のある取り組みなのかよくわからないが、本県は再生可能エネルギー先駆けの地とうたっている。そういう意味ではこういった施設にあらゆる再生可能エネルギーを導入して、モデルをつくっていく必要があると思う。またそういった調査によって本県全体、あるいは全国に展開するためのデータをつくっていく必要があると思う。何だかわからない答弁だったのでこれ以上聞いても仕方がないが、そういったことをしっかりやってほしい。

神山悦子委員

企画の4ページ、オリンピック・パラリンピックに向けた県営あづま球場の維持補修の説明があった。調査はこれからのことであるが、何を対象にするのか。施設に求められている椅子の数など基準があると思うが、その基準に合うかを調査するのか。また調査費は最初の部分だけなのか、その後はどうなるのか。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

3月に会場が決定したが、6月補正の内容はあづま球場の現況を踏まえて老朽化対策が中心になる。今後の改修に向けた調査、設計を行う予算を緊急に計上した。

神山悦子委員

イメージがわからない。私は報道でしか知らないが、観客席が足りないとの話もある。オリンピック・パラリンピックで使う球場の規定があって、そこに求められるものになっているかを調査するのではないのか。老朽化対策と言ったが改修するだけなのか。そこがよくわからない。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

オリンピックの仕様について具体的に明記された基準はない。過去のオリンピックの大会、実績を踏まえて現在組織委員会と調整を行っている。指摘の観客席については、直近の北京オリンピックの観客席が1万2,000席であり、あづま球場は既に1万四千数百の観客席を備えているので、現時点では組織委員会から観客席の増設は求められていない。

あづま球場は昭和61年につくられた球場で、30年以上経過している。オリンピックの有無にかかわらずトイレ等の老朽化対策、改修が出てくるので、今回の調査、設計ではそういった老朽化対策を中心としている。

神山悦子委員

単なる老朽化対策ならそれはそれでわかる。そういったことを行いながら、オリンピック・パラリンピックに向けた基準等についてどうしていくかを調査するための予算かと思っていた。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

改修箇所は組織委員会と個々に協議しながら今後決定していくが、主なものは、先ほどから述べているとおり老朽化対策が中心になると思う。

神山悦子委員

オリンピック全体でどれくらいかかるかが示されていない。私は地方の負担がないほうがよいと思うが、地方負担がどうなるかもわからない。そういった中で本県が会場を引き受けた。会場の使い勝手等、本県に求められているものを明示しないまま調査のみで終わることではないと思うので、何のために調査するのかをもう少し明らかにしてほしい。調査をして、何がどれだけかかるかを県民に示して理解を得た上で予算をつけるべきだろう。そのときに予算のあり方はいろいろ議論があると思う。

今の説明では、よくわからない調査と老朽化対策だけを行うとのことだが、それでオリンピックに向けて行うことになるのか。もう一度きちんと説明願う。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

施設、会場の恒久的な改修費用は会場管理者が担うのがそもそものルールである。

それにのっとり、今回、補正予算で調査設計予算を計上した。改修箇所を組織委員会と協議しながら今年度に設計まで行いたい。工事費は来年度、あるいは再来年度の予算で計上したい。

山田平四郎委員長

神山委員の質問の要旨は、老朽化対策だけなのかオリンピックに向けてなのかということである。答弁が老朽化に特化しているように聞こえるため何度も質問が出る。きちんと答弁願う。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

改修箇所は現在組織委員会と詰めている。先ほどから述べているとおり、過去の大会から観客席が1万2,000席以上等との基準があるが、オリンピックのための改修の基準で明文化されたものはない。今回はあづま球場の個々の老朽化対策が中心になる。

文化スポーツ局長

神山委員の質問に対して老朽化対策とばかり答弁しており、具体的な話をしていないのでイメージが湧かないのだと思うが、担当課長から説明したとおり組織委員会と具体的な改修箇所について協議をしていて、残念ながら結論がまだ出ていない。その中で、調査も進めながら行っていくことにしている。

今のところ想定しているのは、例えばオリンピックでは外国の選手が来るので、主に和式となっているトイレを洋式化する。あるいは、古い建物でありロッカールームや選手控室などがかなり狭隘となっているので、その部分を改善できないか、また以前にWBS Cのフラッカリ会長が来訪した際は土砂降りで、グラウンドの排水について指摘があったので、排水の改善ができるかといったところであり、協議を進めている。

神山委員指摘のように何かしらの基準に合致するために解消していくということではなく、あくまでも現在の施設が古いために、使い勝手をよくしていく必要があり改修する。

神山悦子委員

今の説明で少しイメージが湧いたが、結果として改修はオリンピックの会場にふさわしいものにしていくことになるのではないか。それはもともとやらなければならなかったものかもしれないので、それはそれでやるべきだと思う。しかし結果としてオリンピックを開催できるようにしていく整備は、それが目的であることは確かであり、関係なくやるわけではないだろうから、協議中とのことであるが、そここの整合性を持って、基準を示しながらやってほしい。本県の負担がどんどん拡大することがあってはならないと思うし、どれくらいかかるかもわからないままやっていくのは問題だと思う。今後ともそのあたりを明らかにしつつ、きちんと情報公開をしながら進めてほしい。

古市三久委員

平たく言えばオリンピックにふさわしい球場をつくるとのことだと思う。そのために調査設計をすると答弁すればよいのではないか。

国会ではうまくいかなかったが、オリンピックのために受動喫煙防止法をつくる動きがあった。球場の喫煙所はどうな

っているのか。もし改修するのであれば、喫煙所もなくして、世界の国々からすばらしい福島県だと言われるようアピールできる施設にすべきである。私はあづま球場に行ったことがないのでよくわからないが喫煙所はどうなっているのか。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

あづま球場に喫煙室はないので、分煙にはなっていないと思われる。

古市三久委員

灰皿を至るところに準備しているとの理解でよいか。

文化スポーツ局長

現状では、あづま球場の入り口手前の脇に灰皿があり、喫煙者は球場の外に出て、灰皿があるところで吸うことになる。

古市三久委員

喫煙所をどうしていくかはこれからの問題だと思うが、たばこの問題についても世界的にふさわしい球場になるように願う。そのことをしっかりと調査して、新しい施設に改修するよう要望する。

橋本徹委員

企画2ページの福島・国際研究産業都市構想推進事業、いわゆるイノベーション・コースト構想の3,750万円について聞く。交流人口の拡大可能性などの調査を行うとの説明だったが、具体的に何をどのように調査していくのか。

企画調整課長

さきの説明のとおり、交流人口拡大などの推進のための調査を行う。内容としては、今後、新しく整備が予定されているロボットテストフィールドやアーカイブ拠点施設、また廃炉関係の研究施設などのイノベーション・コースト構想の関連の施設を生かして、学会や国際会議、展示会などの誘致、一般向けのイベントなどの開催を促進して、交流人口の拡大を図っていくための調査である。

具体的にはイノベーション・コースト構想と関連する、また今後関連することが期待される、全国の学会やイベントなどの洗い出しや研究フィールドとして福島に興味を持つ大学や研究機関などを探っていく、必要となる地元の受け入れ態勢なども調査していきたい。

橋本徹委員

7月2～3日に行われる廃炉フォーラムのようなイメージでよいか。

企画調整課長

そのとおりである。また、広く一般向けのイベントなども探していきたい。

橋本徹委員

今説明があった上方修正の関係であるが、変更前の数値目標がどうしてこの数字になったのか、変更の理由を聞く。

復興・総合計画課長

例えば一番上の芸術祭参加行事数だが、平成32年度の目標値では87行事を目標値として定めていたが、直近の28年度で既に100行事となり、目標値を上回ったので108行事以上と上方修正した。

神山悦子委員

賠償について聞く。2倍相当分を一括して支払い、損害賠償はそれで終わりという指針が2年前に出された。次は農業賠償もあるが、この2年間で営業損害の賠償が本当に進んでいるのか。いろいろな要望活動をしていて、損害に見合った賠償をしているといういつでも同じ答弁だが、本当に実態をつかんでいるのか。事例も挙げながら2つの点で聞きたい。

1つは、人員が足りず賠償を一度も請求していない事業者がいることである。県に要望があったかはわからないが、賠償担当の人員がいなければ、そういう事業者が救われないと商工会連合会が言っている。私はまだそういう事業者がたくさんいるのではないかと思うが、まずその認識を聞く。

原子力損害対策課長

避難指示区域内の商工業等事業者については、平成27年3月以降の年間逸失利益の2倍相当分を一括賠償する。避難指示区域外の商工業等事業者は27年以降の年間逸失利益の2倍相当分を一括賠償するという仕組みである。原子力損害賠償については、事故との相当因果関係が認められれば賠償される。

昨年、商工会連合会でアンケートを実施しており、多くの方がまだ請求に至っていないとの話がある。この件については、商工会連合会が未請求の事業者をリストアップした上で各事業所に出向き、賠償請求を働きかけていくと聞いている。

県としても商工労働部において、商工団体の支援の部分で、商工業者の経営改善指導、復興関連業務を支援している。特に原子力損害賠償関係については復興支援員の配置などによって、賠償の業務に取り組んでいる。

神山悦子委員

本当に商工労働部がかかわって支援してもらえばよい。ある程度賠償が進んでいる人もいるが全く進んでいない人もいる。単なる商工業者の経営上の問題ではなく、原発事故により被害があるので、賠償が進むように県からの支援、助言が必要である。県も一緒になってやらないとなかなか問題は解決しないと思うので改めてそこを求めておく。

もう一つは郡山市でサービス業に従事する方から最近寄せられた事例である。最初の賠償に関する説明会が平成23年9月26日にあり、避難区域外の算定方法で賠償を行うとの説明を受けたが、その会社は対象外と言われてしまい、いまだにそれが撤回されないままである。会社の縮小や従業員にやめてもらうなどの営業努力が認められず、27年に倒産してしまった。それが納得できず、この方は裁判に訴えたが、裁判の結果は東京電力が言っているとおりにしかなかった。

同じ業種の事業者が賠償されているのは何回も聞いた。市、県にも問い合わせ、商工会議所にも相談に行った。この区域は賠償されない区域なのか聞いたところ、皆からそういう地域ではなく、経営が大変で損害があったのだから賠償されるはずだと口々に言われた。しかし東京電力は最初に賠償の対象外と言ったことを絶対にひっくり返さずに同じ態度をとり続けている。こういったことを聞いて私は非常に驚いた。

賠償の有無にかかわらずどのような法人であってもそれぞれ頑張っている。これは一つだけの事例ではないかもしれないと思ったので述べた。東京電力は、損害がある限り賠償すると言っているが、私は本当にこれは空文だと思う。こういったこともよくくみ取ってきちんと東京電力に言わなければいけないし、国にもきちんと指導を求めなければいけない。6年たってもこのような状態なのは信じられない。私が今述べたことについてどう受けとめたか。

原子力損害対策担当理事

指摘の事例は私も詳細を承知していないので、具体的な内容について述べることはできないが、東京電力では、いろいろな申し入れをする中で損害がある限り賠償すると再三言っている。県として申し入れだけしていればよいのかとの質問だと思うが、我々のスタンスとして、そこはずっと言い続ける必要があると思っている。

個別の事例については、県が具体的な中身に入って調整する立場にはないが、これまでもいろいろな弁護士による法律

相談や専門家による相談の機会も設けており、県に相談なり問い合わせがあれば、そういったところを紹介して、その中でいろいろと助言をしている。個別事情について、今述べた方法で対応していきたい。

橋本徹委員

交流人口拡大の観点で聞く。檜葉町と富岡町で、マラソン大会が復活することは大変喜ばしい。早速自分も富岡町の10kmの部で登録した。その前の川内村のかえるマラソンや、広野町のリレーマラソンなど、南双葉地方の4町村でロードレース大会やマラソン大会が開催されるのは本当に喜ばしい。さきに開かれた川内村のマラソン大会では、何千人も来て盛り上がった。盛り上がり方を見ると、交流人口の拡大としてマラソン大会を使うことは非常に有効であると思った。その際に県として何らかの支援をしていきたいので、避難地域復興局長に県としての支援について聞く。

避難地域復興局長

委員指摘のとおり、最近マラソン大会が避難地域でも行われてきている。ことしは富岡町、檜葉町で再開する。川内村では2回開催し、広野町でもリレーマラソンを開催している。南相馬市でも行っている。またマラソンではないが、先月には葛尾村で自転車のツール・ド・かつらおが開催された。そういったスポーツ関係での盛り上がりも出てきたと思っている。

私も趣味でマラソン大会に出場することがある。いわきサンシャインマラソンに出場したとき、「頑張れ、頑張れ」という声援に合わせて「ありがとう、ありがとう」という声援が大変多く聞こえてきた。地域の住民にとっても、こういったことで盛り上がってたくさん人が来てくれることは非常に励みになると実感した。

県で避難指示12市町村の将来像の検討を行っているが、そういった盛り上がりを受け、スポーツを通じた復興に係る調査事業を行う予定である。国の事業にはなるが、今年度にJヴィレッジ「復興シンボル」中核拠点化に向けた体制構築事業があり、サッカーに限らずいろいろなスポーツをどのように盛り上げていくかを検討している。そういったものも場合によっては活用できると思う。

避難指示12市町村の担当者が集まる広域連携検討会議では、これまでは鳥獣被害対策や防犯対策など、皆が困っている共通の課題をどう解決するかとの観点でいろいろ議論をしていたが、今指摘があったスポーツの振興で盛り上げるためにどうしていくかといった明るい話題で議論するのも一つの可能性と思う。

具体的な話となり、県としての支援が必要になれば、企画調整部の内外でいろいろな課が関係してくる可能性もあるので、そういったところと連携しながら、しっかりと支援して盛り上げていければと思う。

橋本徹委員

これは提案であるが、例えば全部制覇したらいわきサンシャインマラソンに無料で招待するといったスタンプラリーを開催するのはどうか。いわきサンシャインマラソンは自分も完走しており、大変よい大会だと思う。スポーツで避難地域を盛り上げていく仕掛けが必要と考えているので、ぜひとも前向きに検討願う。

古市三久委員

企画の3ページである。再生可能エネルギーを活用した大規模水素製造とのことだが、これは何を想定しているのか。再生可能エネルギーとは電気だと思うが、この電気を使って水素をつくることについて方針はあるのか。

エネルギー課長

先般、県として、浪江町を実証場所として推薦した大規模水素製造装置の実証事業のことかと思う。これは基本的に国のプロジェクトであるが、概要としては、再生可能エネルギー由来で水素を製造して、貯蔵、輸送及び活用までの一連の

事業を行う。製造拠点は1万kW級で、世界最大規模のプラントを想定していると聞いている。太陽光発電を活用して、水素を製造する仕組みを導入することである。国のプロジェクトでもあるので、内容については、事業者で今後詳細が決められると聞いている。

古市三久委員

そうするとこれは本県の再生可能エネルギーの方針、先駆けの地との関係はないとの理解でよいか。

エネルギー課長

国のプロジェクトと述べたが、現在でき上がっている福島新エネ社会構想の中には水素プロジェクトが位置づけられている。世界的な規模の製造実証を行い、再生可能エネルギーを活用することなので、再生可能エネルギー先駆けの地を目指している本県としては、非常に重要な位置づけになるプロジェクトと考えている。正式決定はこれからであるが、浪江町で行うことになれば、復興の発信も雇用の創出等の波及効果も大いに期待されるので、県としてできる限り協力していきたい。

古市三久委員

2040年までに県内エネルギーの100%を再生可能エネルギーで賄うとのことであるが、それとの関係はどうか。水素をつくることによって、再生可能エネルギーとして考えていくのか。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの推進ビジョン上は、水素の量そのものは特に目標としては掲げていない。今のプロジェクトで言えば、再生可能エネルギーの方式が導入される部分がプラスになると思われる。

水素についてはこれからの技術、エネルギーかと思う。再生可能エネルギーは不安定さという弱点があるので、そこを補完できる可能性があるという意味でも取り組むべきと考えている。

古市三久委員

不安定とのことであれば、再生可能エネルギー先駆けの地における100%についてもその影響が出てくるのではないかと。再生可能エネルギーは不安定なので水素に持っていくのか。

エネルギー課長

全てが不安定ではないが、例えば太陽光発電であれば、夜間は発電できないことが一つの弱点としてあるし、風力発電であれば風がやめば発電できない。逆に太陽光発電では晴天時には相当量の発電が行われ、余剰が出る可能性もある。そういう意味で波があるので、水素に期待できる部分とは、その上ぶれしている部分を水素に変換して貯蔵することである。そうすんなりといくわけではないが、発電ができなかったときに蓄電池がわりとして使う可能性もあるので、実証の価値はあると考えている。

古市三久委員

反論するわけではないが、蓄電池の技術が飛躍的に発展しており、風力発電でも太陽光発電でも、電気を蓄電池にためれば使える。それを前提にして蓄電池をいろいろなところに配置して不安定さを解消しているのであり、水素だけが貯蔵できるわけではない。イノベーションによって蓄電池がよくなれば、ますますそういう問題は解決される。だから、さきの話は少し違うと思う。

先駆けの地の導入目標について、恐らく一次エネルギーのkLでつくっていると思うが、電気に換算して目標をつくり直したほうがわかりやすいのではないか。結局地産地消になるが、電気は色がついていないので見えない。発電と送配電の会社をどう分離するかの問題もあるが、現況では例えば水力発電でも、送電線を使って東京電力などに全部つなぎ、皆東京に行ってしまう。こういう計画を立てるのが地産地消というのであれば、本県に電力はどの程度あって、再生可能エネルギーでどの程度つくるのか。本県ではどのくらいの規模が必要かをまとめなければ、再生可能エネルギー先駆けの地といってもスローガンにしか聞こえない。もっと具体的に計画をつくり直していく必要があるのではないか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、蓄電池は今そちらのほうが主流であるので、不安定さについてはさまざまな技術が活用されるべきだと思う。

現在の再エネビジョンの導入目標は、これまでの説明のとおり、県内でのエネルギーの需要、県民が使うエネルギーの総量に相当する分の発電を再生可能エネルギーで実現したいとの目標であり、必ずしも再生可能エネルギーの発電と使用がイコールの関係ではない。そこが指摘のとおり少しわかりにくいと思うが、そういった関係があるので、原油換算という少し難しく面倒な手法を使って計算している。

県としては、目標の実現に向けてできることからしっかり頑張っていくが、委員指摘の意見も踏まえて、もっとわかりやすく県民にアピールできるようしっかりと取り組んでいきたい。

古市三久委員

言っていることはわからなくはないが、地産地消であれば、本県で使う電力エネルギーを本県でつくることをもっと明確に出さないとだめである。

浜通りにかなりの規模の風力発電所ができるが、これは全部東京電力の送電線を使って東京に行く。水力発電もほとんど東京に行っている。確かに本県で再生可能エネルギーはつくっているが、皆東京に行ってしまう。原子力発電所に依存しない県にする構想もあり、依存しないのはよいが、そういうところが全く不明確というか曖昧になっている。

例えば本県では1年間にこれだけの電気の需要があり、供給は太陽光、風力、水力及び地熱であり、そして県でつくった電気を東北電力（株）に行くようにする、あるいは県の送電線に行くようにするといったことをきちんとつくらなければならない。この計画だけではよくわからない。電気は全部東京に行っている。地産地消と書いているが、全くのスローガンというか、実態を伴わない内容だと思う。

もっと計画を練り直して、実態が伴うものをつくるべきだと思うが、どうか。

エネルギー課長

地産地消というと電気をつくって使うことになると思うが、委員指摘のとおり残念ながら現在の制度、仕組みでは、そう簡単に実現するものではない。もちろん究極的にはそういった目標を持っている。県全域ではなくもう少し小さな地域で、そういったことを疑似的にでも実現できる仕組みも考えたいが、先ほどから述べているように当面は目標の実現のために取り組むことで、再生可能エネルギーの導入拡大、関連産業の集積を進めていく必要があると思っている。

委員指摘のとおり電気だけではなく、エネルギー事業に対する目標なので、そこがわかりにくいことについては、結論めいたものを述べられる知見はないが、そういった意見があることは持ち帰りたい。

古市三久委員

エネルギー問題は国のエネルギー施策と一体の問題である。先駆けの地とのことであれば、本県で行っていることを国のエネルギー政策に反映させる方向にしなければならないと思う。そういう実践を県がどのように進めるかである。原子

力発電所に依存しないエネルギー政策であれば、国全体のエネルギー政策を転換させる、先駆けの地になる政策を進めながら、国に求めていくことが必要になってくると思う。そういうところを本当に県が考えて、先駆けの地でやっていくのかが問われると思う。部長の考えを聞く。

企画調整部長

指摘があったようにエネルギー先駆けの地ということで、再生可能エネルギーの導入にこれまで取り組んできた。

100%の目標値について若干わかりにくいとの指摘があったが、県内で消費するエネルギー需要の100%を目指すことは非常に高い目標である。まだ足りないとの声もあるかもしれないが、そこに向けて、これまでのところ非常にスピード感を持って取り組んでおり、再生可能エネルギーについて順調に伸びてきていると思う。

県内はもとより、県外、そして国に向けても、福島県はこのような形で取り組んでいて実際にできている姿を見せていくことが重要と思っている。

先ほどからスローガンだけではなくとの指摘であるが、決してスローガンだけではなく、一つ一つ施策や実績を積み重ねて、引き続き再生可能エネルギーの導入拡大に努めて、その姿を発信していきたい。

古市三久委員

さきに地熱発電の話があったが、世界における日本の地熱発電タービンのシェアは70%である。要するに地熱発電のタービンはほとんど日本製を使っている。しかし日本の地熱発電のシェアは低い。

本県の地熱発電は、30年後にどのぐらいのシェアにするつもりなのか。

エネルギー課長

地熱発電は、2009年度の実績として発電所の設備容量は6万5,000kWであった。それに対して、ビジョンとしての2030年度の目標は23万kWまで上げる計画となっている。

現在地熱発電についての調査が磐梯山エリアで進められており、その結論は出ていないが、県としても可能な限り一緒になって対応していきたい。

古市三久委員

23万kWとは、2030年度の全体からすると何%か。

エネルギー課長

計算をしないと割合が出ないので、少し時間をもらいたい。

古市三久委員

本県の地熱発電所について可能性調査はしているか。どのぐらいの発電が可能か、データを持っているか。

エネルギー課長

県内の地熱発電の賦存量は、県のデータは恐らくなかったと思うが、国の外郭団体で過去に調査した経過があるので、部分的なデータはあるかもしれない。先ほど述べたとおり、磐梯山の周辺エリアでは、国の外郭団体の補助金を受けて事業者が調査を行っているので、その結果が出れば一定の数字は得られると思う。

古市三久委員

そのデータがわかったら教えてほしい。

本県で地熱発電をする条件は非常に整っていると思う。日本は地熱発電のタービンについて世界の7割を占めているので、地熱発電の割合を高めていくことが大事だと思う。そういう意味で、可能性調査をしっかりと受けとめてもらいたい。国家戦略特区がはやっているが、そういうことでやるのかも含めて検討していく必要があると思うので、その辺の検討をよろしく願う。

次に風力発電についてである。かなりの規模の風力発電の計画が浜通りにあるが、その計画についての現況を聞く。

エネルギー課長

2030年度の導入目標上の地熱発電の割合を先に説明する。23万kWに対して、再エネ全体では1億730万kWであるため、シェアは2.14%程度である。

次に風力発電であるが、現在、阿武隈地域及び沿岸部に風力発電の導入を推進したいとのことで、昨年度、県と事業者で協力して、事業可能性調査を実施した。昨年度から今年度にかけて、風力発電への参入意向を持った事業者を選定している。また、系統接続をするためには送電線が脆弱である。これも福島新エネ社会構想で柱の一つとして位置づけているが、送電線を共同で敷設し、東京電力の送電線につなぐ事業も並行して今行おうとしている。それについても事業者の採択が終わった。今後、具体的なルートの設定や、送電線の設備整備、方針を決めるとのことで、それを並行して進めながら、2020年度の運転開始を目指して今取り組んでいる。

古市三久委員

それはそうだが、何社がどのぐらい発電するのか。例えばA社は風力発電のプロペラを何機持っていて、何MWつくれるのか。

エネルギー課長

詳細資料が手元にないので、風車の基数や発電予定数は即答できない。

古市三久委員

それは後で教えてほしい。

本県は再生可能エネルギーで、原子力発電所に依存しないエネルギーをつくり出していくとのことで、太陽光発電や風力発電を進めようとしているが、風力発電は公害などもあると指摘されている。これは地域の方々にきちんと説明をしていく必要がある。そういった説明をどのようにしているか。そして事業者にはもっと丁寧に説明するように、県から指導または助言をしてほしいが、どうか。

エネルギー課長

風力発電については、従来から騒音の懸念など、さまざまな心配をする住民がいるのは十分承知している。さきに述べたとおり、選定した事業者に対しては、とにかく地元の役場を初めとして、地域住民にきめ細かくしっかりと説明して事業への理解を得るよう最初に頼んでいる。場合によっては地元住民から県に話が来ることもあるので、そういった声もしっかり事業者につないで、説明を尽くしてもらおうようにしている。

古市三久委員

よろしく願う。

耕作放棄地にメガソーラーを設置したいとの要望は結構あると思うが、県としてはどう対応するのか。

エネルギー課長

その質問は、一義的には農林水産部の所管であるが、わかる範囲で答弁する。今定例会の答弁でもあったが、耕作放棄されている土地については特例が設けられた。農地を使わずにパネルを張る方式ではなく、下で営農を続けながら、高いパネルを張るといった一部営農型というやり方等々が特例として出てきている。もともと農地なので、さまざまな規制があることは我々も承知しているが、そういった工夫のできる範囲で導入してほしい。

古市三久委員

農地法との関係があるから農林水産部とのことだと思うが、メガソーラーはエネルギー課の所管でもある。本県には耕作放棄地が山ほどある。メガソーラーはいろいろな意見があるので、全てがよいとは言えない部分もあると思うが、そのような発電について、柔軟に認めていくことも必要だと思う。農地法との関係があるので農林水産部との協議になってくると思うが、本県は原子力災害で復興をしているさなかなので、そういうことも含めて柔軟に進めてほしい。国との協議になるのか、法改正かはわからないものの、そういうことをしっかりとやってもらいたいと思うが、どうか。

エネルギー課長

3・11の震災以降、メガソーラーが脚光を浴び、農地を活用したいとの声があるのだと思う。我々は再生可能エネルギーを推進しているが、全ての農地を潰すつもりはなく、農地は農地として使われるのが第一だと思っている。どこで折り返えるかが一つのポイントだと思うが、震災以降、農林水産部と協力して農林水産省に要望している。その結果として、さきに述べた、工夫なのか規定の改正なのか少し細かい話ではあるが、そういうことで実現してきている部分がある。我々としては、そういう現状、環境の中で現場で選択してもらいたいと思う。

山田平四郎委員長

この件についてこれ以上の答えは出ないので、エネルギー課と農林水産部で打ち合わせをすることでよいか。

古市三久委員

それでよい。

地方創生関連交付金の件である。加速化交付金、拠点整備交付金及び推進交付金が全体で十数億円来ている。地方創生のための交付金があることはよいが、本県でどれだけその金が使われているかについて、どのような分析をしているのか。

復興・総合計画課長

地方創生関連の交付金は執行の経費を大別すると、大きく3つに分けられる。

1つ目は物品を購入する経費、2つ目は各団体などへの補助金、3つ目はいろいろな事業や調査のための委託料である。物品の購入については、基本的には県内に本支店を有する事業者から購入する条件のもとに、条件付一般競争入札などで対応している。

補助については、ほとんどが県内の団体に対してであるが、一部県外の大学に補助を行っている。例えば大学生の力を活用して、集落を活性化するための事業で首都圏の大学に補助金を出すケースがある。ただ集落活性化のための補助金であるので、活動先は県内である。

委託料については、県内企業と県外企業の両方である。県内企業については、公募型プロポーザルによるものがほとんどであり、一部に県外企業が入っている。

古市三久委員

それは大体わかる。問題は幾らかかっているかである。例えば、物品について本支店と言ったら金は皆東京に流れてしまうのではないか。大学への補助は東京の大学に流れる。それから、調査事業も一部東京に流れてしまうとのことだが、どのくらいか。平成27年度2月補正では5億8,300万円、2次募集で3億8,600万円、拠点整備は半々だが県は2億円、28年度は約4億円、29年度は3億7,500万円である。市町村にも金が出ており、市町村がどう使っているか調べる必要がある。地方創生と言いつつ東京にかなり金が流れていると思う。集落活性化で、地元の人をお願いしても活性化しないから、東京の人を使って活性化するなど、そのような簡単なものでもない。

そのような金がどの程度本県に残って、本県以外にはどの程度流れているのか。

復興・総合計画課長

物品については県内に本支店を有するとのことで、基本的に県内に本店があれば、県内に金が落ちる。

それから補助金については、ほとんどは県内の大学生を活用しており。首都圏の大学は一部である。

委託については、正確な数字は述べられないが、半々ぐらいのイメージでなされている。

市町村については県では把握ができない。一つ二つ聞いたところ、大半は県内企業に流れているとの回答であった。

古市三久委員

どうして具体的な金額を答えられないのか。プロポーザルでやっているから調べればわかるのではないか。例えば県内に本店があれば県内に金が落ちる。東京都など県外に本店があればそこに金が流れてしまう。そのあたりがどうなっているかである。集落活性化も県内の大学がほとんどとのことだが、全体の中でどのくらい補助金を出しているのか。そのあたりを詳しく聞きたかった。

ここでわからないのであれば後でその中身について聞きたい。詳しいことは答えられないとの答弁だったが、そうなのか。

復興・総合計画課長

詳しいことを答えられないわけではなく、詳細についてまだ把握していない。

古市三久委員

終わっている事業が結構あると思うが、復興・総合計画課は金を配るだけで、それがどこに使われたか全く把握していないのか。

復興・総合計画課長

これはかなりの金額に上るし、項目も多岐にわたる。市町村の金も含まれている。それらについて一つ一つ、例えば、A企業からものを買った場合、これが県内企業なのか県外企業なのかなどの詳細は把握できていない。

古市三久委員

把握できていないのであればやむを得ないが、大体のことがわかればよいと思う。

例えば本県全体で30億円をもらった。プロポーザルに20億円使った。そのプロポーザルのうち東京の企業には15億円行って、県内企業には5億円であったなどということがわかればよい。

全国的に見ると、この地方創生関連交付金の採択を申し込んでもだめになる場合が結構あり、使い勝手が悪いとの問題もあって、国が予定したほど金は全国に回っていない。そういった問題もあるが、地方創生のために交付金を配っている

ので、本当に地方創生になっているかを国も県も我々も分析しなくてはならないし、きちんと把握しなければならない。これが単なる一過性のばらまきで終わっている可能性もある。作文能力のある県やどこかのコンサルタント会社に委託して採択を申し込んだものがオーケーになった話が山ほどある。

そうではなくて地方創生、地方の活性化、あるいは人口減少、過疎化対策など、本当にそれが地方のためになっているかは、きちんと捉えていかなければならない問題だと思う。簡単にはいかないが、国はやれと言っている。

その辺について把握できた範囲内で、後で資料として提供願う。

復興・総合計画課長

把握できる範囲内で用意する。

県外企業に委託する場合もあると先ほど述べたが、例えば若者をこちらに呼び寄せるU I J ターン事業の場合、首都圏でイベントを開催し、首都圏の企業に委託するケースがある。そういった場合でも、事業の効果は間接的に県内にあると考えているので、基本的に地方創生交付金は県内のために使っているとの認識である。

エネルギー課長

さきの古市委員からの質問に対し、全体を1億730万kWと述べたが桁を間違えており、正しくは1,073万kWだった。地熱発電の目標値が23万kWで全体比が2.14%程度は変わらない。訂正する。

古市三久委員

1,073万kWとのことであるが、これは全て電気に換算しているとの理解でよいか。ここではkLになっているがこれが全て電気に換算した数値で計画を行うとの理解でよいか。計画の全容を聞く。

エネルギー課長

これは資料としてでき上がっているものであるが、kL換算だと、この場で計算ができない。設備容量のkWで導入目標が出ているもので入れたので熱利用の関係については省かれている。

古市三久委員

よくわからないが、この熱量を全部電気に換算した資料はあるのか。それとも、個別に計算した資料があるのか。

エネルギー課長

個別に計算はしているが、公表している導入目標の数字については、例えばバイオマスで発電する場合には、kW換算が可能である。しかし熱利用をする場合、例えば雪室のように雪を使うなどといったものについては、kW換算が難しいのでそちらはkL、原油換算になる。先ほど述べたのはそういったものを除いた上で、発電としてカウントできるものの中でということである。

高野光二委員

古市委員の質問、答弁で触れていたが、福島新エネ社会構想や関係する部分での阿武隈地域及び沿岸部における共用送電線の整備についてである。概略はわかったが、今の話だと県が水素発電も含めて、浜通り地域で行うプロジェクトのために送電網を整備するように聞こえた。地元ではメガソーラーも含めて新たに設置しようとする、どうしても接続の送電網の問題が出てきて、非常にコスト高になったり、あるいは電力が許容量いっぱいであるために、それを引き受けることができないといったことがある。

そのような課題、問題がたくさんあるが、送電網整備の考え方にそういうものの対応も含まれているのか。もう少し詳しく説明願う。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、阿武隈地域と沿岸部向けの送電線は両地域での風力発電を想定しており、加えてメガソーラーも対象にするとのことで、系統接続を念頭に置いて整備するものである。

ただ、最初に話があった水素のプロジェクトは、そもそも系統接続をしないと聞いているので、今回の送電線の対象にはならない。

高野光二委員

再生可能エネルギーの将来性は未知の世界である。本県における送電網の整備等々も含めて、非常に課題は大きい。本県だけでできる話ではなく、最終的には全国の発電会社の連携を進めていかなければ、本来の意味での再生可能エネルギーの実現は非常に難しいと思う。そのような意味ではいろいろと形が変わってくると思っている。

県とすれば、そのような構想も含めて事業所との連携をとりながら進めることが第一義だと思う。東京電力あるいは東北電力（株）の送電線は送電網として大きなパイを持っている。そういった事業者との話し合いや連携について、現段階のもので結構なので説明願う。

エネルギー課長

事業者との系統接続に関する協議相談であるが、県内の送電線の場合、大きく東北電力（株）、東京電力、それから電源開発（株）かと思う。

電源開発（株）は奥只見なので、我々としては余り接点がないが、東北電力（株）と東京電力は系統接続の問題について折に触れて要請している。

東京電力は原発用の送電線が使われていない現状があるので、国等の協力を得ながら、先ほど述べた施策につなげている。

東北電力（株）については、そもそも余裕を持って送電線が敷設されていないので、厳しい面は否めないと思っているが、我々としては今後も要請していきたい。

高野光二委員

そのような問題も解決していかないと、再生可能エネルギーの事業が進まないと思っているので、今後の取り組みに期待したい。

次は原子力損害賠償について聞く。私は一般質問の中でもこの件に触れた。先ほどは神山委員からも話があった。私の地元でも、損害賠償の相談は結構あるが、警戒区域であったところと、区域外では賠償の仕方がはっきり違ってきている。2年間一括賠償にしても、区域外については2年間と言いながら、10年間のスパンでの逸失利益についての算出の仕方が、実際に事業所が損害をこうむっている算出と東京電力の算出に大きな隔たりがある。結果的には大体1割ぐらいでどうだ、よくても半分ぐらいでどうだといった話となり、どうしても合意に至らない場合は1割や2割で手を打つしかない状況である。いろいろな例を挙げて県の立場で協議会として申し入れをしていくのは、非常に大切である。

私の地元でも、先ほどの神山委員の発言のような例がある。私も直接東京電力といろいろやりとりする機会がある。対応は相談室が行うが、電話であっても難しい話になると最後は弁護士が出てくる。また、過去に相談があればそのデータがパソコン上で全部記録されており、どのようなやりとりをしたか、どのような返事をしたかを全て踏まえて対応される。だから、過去に少しでも請求者が不都合なことを言ったとすればそれを覆すことは非常に難しい。最終的には、裁判かA

DRでやらざるを得ない。損害賠償の対象だと思う方であっても東京電力は全然相手にしてくれない実態があるので、ぜひそのようなところも踏まえてもらいたい。

被害者の立場に立つとの答弁はよいが、実際に結果が出ていない事業所がたくさんある。県は東京電力に申し入れる立場でしかないが、いろいろな形の要望を根気よく話してほしい。県の対応について改めて聞く。

原子力損害対策担当理事

営業損害について、避難指示区域内と外で取り扱いに差があるのではないかとの指摘であるが、これは以前からいろいろな形で、事業者からも意見をもらっている。我々も損害がある限り賠償すべきだと述べているが、どうしても原発事故と相当因果関係のある損害かが、その案件ごとに争点になる。そこがクリアできないと賠償が進まないことが課題である。

我々としてこれまで協議会でも相当因果関係の確認についてはできるだけ柔軟にやってほしい、事業者にいろいろな証憑類を求めるのではなく、できるだけ簡素化を図ってほしいと、これまで何度も申し入れをしている。すぐに改善されないのは非常に歯がゆいが、それも合わせて、我々として引き続ききちんと言っていく必要があると思っている。先月31日に実施した申し入れでも証憑類の簡素化や、事業者の負担の軽減を強く申し入れた。

個別案件に対する県の支援であるが、弁護士相談等の機会をできるだけ周知し、積極的に活用してもらうことが県としての限界であると思う。なかなか一気に問題解決できないが、県としては、東京電力に対して、事業者に寄り添った対応をきちんとしてほしいと粘り強く申し入れていく。

山田平四郎委員長

2人の委員から要望があったので、これからも粘り強く対応願う。

高野光二委員

よろしく願う。

文化スポーツ局に聞く。説明では東京大会に向けて、「夢アスリート」76名、「Jクラスアスリート」39名を新たに指定したとのことであるが、集中的に認定、指名して強化合宿や強化指導を行い、成果を上げていくことは、その結果が少しずつ見えてくるので大切なことだと思う。

「夢アスリート」、「Jクラスアスリート」は、今回の指定はこの数だが、福島県全体で現在どのぐらいになったのか。また、財政的なことも含めて担当課としてどう支援していくのか。

スポーツ課長

全体数であるが、「夢アスリート」は15～20歳のアスリート76名、21歳以上の「Jクラスアスリート」は39名である。

それぞれの指定を受けているアスリートに対しては、国際大会や国内大会等に参加した場合、1人当たり24万円を目安に支援している。

15歳～20歳の成長段階にある「夢アスリート」については1年間の結果によって、次年度どうするかを考えることが難しいので、2年間の指定としている。21歳以上の「Jクラスアスリート」については、1年1年の成績を見ながら次年度以降の指定を決める形になっている。

高野光二委員

新たに指定したとの書き方であるが、本県で指定している選手がこの数であると理解してよいか。

スポーツ課長

「Jクラスアスリート」は、今年度新たに指定したので39名である。「夢アスリート」は2年間の指定なので平成28～2

9年度の2年間で指定された選手と29、30年度で指定された選手の合計で76名である。

山田平四郎委員長

高野委員の質問は、新しく何名指名し、引き続いて何名いるのかである。それとも全員新しく指名したのか。

スポーツ課長

大変失礼した。

「夢アスリート」の平成29年度新規指定は40名であり、継続は36名、合わせて76名である。「Jクラスアスリート」は今年度の指定が39名である。

高野光二委員

国内大会1人当たりの補助額が24万円とのことだが、この金額が高いか安いかは、大会に出場する回数や大会の期間によって判断があると思う。会社に抱えられて応援を受けている選手は支援をしっかりと受けていると聞いているが、スポンサーがない選手は仕事しながら努力しなければならない、なかなか大変な状況である。支援については一人当たりの補助額も大切であるが、その選手の可能性も含めて、ケース・バイ・ケースというか、一律同じではなく状況に応じて多少金額が変わってもよいのではないか。その辺は弾力的な取り扱いをしているのか。

スポーツ課長

委員指摘のとおり、所属する会社やチーム等から支援がある選手もいれば、そうでない選手もいる。こちらの支援の予算額に対して、支出が少ないアスリートも多いアスリートもいる。そこについては、全員24万円という切り方をしておらず、実態に応じた配分をしている。

高野光二委員

スポーツは、もちろんやる本人も最大限努力をしているが、見ているほうとしても福島の復興に非常に元気と勇気を与えてくれる部門なのでなお一層努力願う。

避難地域復興局に質問する。全国各地に散らばっている避難者も、震災から7年目に入ると、さまざまな個別事情によって避難の仕方が変わってくる。もっと継続してほしいとの希望は多かったが、ことしの3月いっぱい自主避難者への借り上げ住宅の提供は打ち切りとなった。県の立場でも、支援を次のステップにするとのことで家賃補助が変わってきた。いつまでもこの形が続くとは思っていないが、この説明では相談を受けてそれぞれの避難者のさまざまな状況に対応することとなっている。

しかし私は支援できる中身がそんなにあるとは思っていない。それぞれの個別事情はあると思うが、自主避難者に寄り添って県ができる支援策は何か。

避難者支援課長

自主避難者に限らず、全国各地の避難者に対しての県の支援についてである。全国26カ所に相談拠点を置き、日ごろの健康や就職、生活面の悩み等に応じている。また、近県などに関しては復興支援員や県の駐在員を置き、戸別訪問なども行っている。また、そのほかに全国各地への情報発信として、広報誌や新聞等を発送し、きちんと正確な情報を伝えている。

高野光二委員

相談支援はわかった。

例えば、自主避難者が東京でアパートを借りたときに家賃の半額は補助対象となるが、ほかにはどのような制度があるのか。

避難者支援課長

そのほかの支援であるが、家賃補助に加え、例えば母子避難者の高速道路無料化といったものがある。

高野光二委員

医療費は恐らく今年度いっぱい終わると思う。高速道路無料化もいつまでも続くことはないのでそろそろ終わると思っている。またその時期になれば、延長を願う形となる。

今の説明だと生活支援が余りない。相談して県から情報をもらえば選択肢が多少ふえるかもしれないが、自主避難者が子供を持って、避難して生活をするときには生活費が必要である。生活費を稼がなければ子育ても、生活もできない。そういうところに応える支援策を考えなければならない。自主避難者も該当するかわからないが、避難者が本県に戻るときには一部補助がある。しかし本県に戻らない場合、例えば新潟から東京に行く場合などは一切補助は出ない。いろいろな避難者の事情がある。例えば福島に戻れずに、仕事の関係などで生活拠点を移さなければならないといった事情もある。こういうところにも寄り添うと言っているので、やはり手だてを考えるべきである。

本当に生活するのでいっぱいであるとの声もある。そういった方々のために何か施策を出してほしいが、考えを聞く。

避難者支援課長

自主避難者は3月までに移転すれば補助する制度であったが、我々としてはできるだけ多くの方に帰ってきてほしい。まだ、本県の状況を考えて戻れない方もいるので、先ほどの繰り返しになるが、相談拠点や情報発信の支援を続けていきたい。

神山悦子委員

避難者支援の問題と、再生可能エネルギーと水素エネルギーとの関係で2点聞く。まずは先ほど委員長からも発言があった賠償の問題についてである。

国には当然言ってほしいが、県が言う場合には具体的な事例をきちんとつかんで、こういう事例があると言わないと説得力がない。個別問題にせず、できるだけその事例を県が持って、こういう事例だと言ってほしい。6年たってもまだ1回も賠償されていないことは普通では考えられない。そういった事例を出さなければ、賠償は損害に応じて行っていると逃げられてしまう。今後私も事例を提供したい。要望とするのでよろしく願う。

次に、避難者の関係である。住宅提供が打ち切られた自主避難者のうち大変な方について現況を聞く。東京都の避難者で家賃が高いところにおり、次の住居が見つけれないでいる方が3～4月時点ではいたと思うが、その現況はどうか。

生活拠点課長

東京都への避難者は3月末にはおおむね退去し、福島に帰還あるいは東京都で避難を継続している。個別具体的に、詳細な行き先を把握してはいないが、東京都の雇用促進住宅で避難者向けに設定した枠に対して入居者が大分少ないので、今いるところに引き続き避難を継続している方が多いと思っている。家賃補助制度の申請状況についても、東京都は福島に次いでかなり多いので、帰ってくるよりは、当面の間避難を続けている方が多いと思う。

神山悦子委員

わかるようなわからないような話だが、先ほど高野委員からもあったように避難者がどうなっているかわからないと、情報提供や支援といってもどのような支援をすればよいのかわからず、相談に乗ると言ってもできないと思うので、やはりきちんとつかんでいかなければならない。その人たちが求めているものもあるかもしれないし、こちらから働きかけてつかめるところはきちんと後追いをしてほしい。それが本当に避難者に寄り添った対応だと思うが、どうか。

避難者支援課長

避難者の把握について、我々としても現在避難者数を発表している。また自主避難者の移住などいろいろと変化が起きているが、そういった方々を含めて支援対象者として位置づけ、今後とも幅広く把握して支援していきたい。

神山悦子委員

県民であるので、すぐに戻れなくてもいずれ戻ってきたいかもしれない。そこは本当に丁寧にやってほしい。

新潟日報で見たが、新潟県に避難した子供が自殺したとの記事があった。学校では非常に明るく振る舞っていたようだが、はき出すところがなかったのかと思った。そういったことが最近の事例であったので、まだまだ支援が必要と思う。引き続き支援願う。代表質問でも述べたが、13市町村のいろいろな支援や広域的な連携もしてほしい。

東京電力の社長が新しく就任し、県内を回った。双葉町については避難区域の一部が解除されたとの間違った認識を示し、記者から指摘されてわかることがあり驚いた。これは初歩的なことだと思う。新しく就任した社長、役員の認識を疑ってしまう。やはり本当のところをつかんでいない。そのことも含めて根本的なところをきちんと東京電力社長、役員に認識してもらいたい。そうでなければ復興を本気で考えているのか疑わざるを得ない。だから賠償についても逃げるのではないか。東京電力の改革経営から考えてなどと言っているのだから、そうならば当然賠償金だって払いたくないのだろうと思わざるを得ない。この発言について部長はどう思うか。

企画調整部長

新聞報道でその発言は承知している。着任してすぐということもあったのかもしれないが、県民の気持ちを考えるといかがなものかと思った。

ただ、着任したばかりなので、今後さまざまな機会においてぜひ現場に足を運んでもらい、県民と接して、被災地の生の姿を見て、福島復興に取り組んでほしい。

神山悦子委員

再生可能エネルギー関係についてである。先ほど古市委員からあったが、再生可能エネルギー先駆けの地の方針を出したときの県の姿勢が崩れているのではないかと。本県はこれだけ自然が豊かで原発にかわる再生可能エネルギーをきちんと発掘もしているし、地産地消を本県でまずやるとのことで2040年までの計画をつくったと私は思っていたが、その認識でよいか。

エネルギー課長

委員指摘のとおりである。

神山悦子委員

地産地消型で、県内でどれだけ自然エネルギー、再生可能エネルギーを生み出して、ここで活用するかが具体的になかなか見えてこないところに乖離があると思う。いつの間にか水素が入ってきている。国の新エネ構想とのことで、東京オリンピックのために、蓄電機能を持たせることになっている。もともとの再生可能エネルギーの推進が二次的なものにし

か私には映らない。

金も相当かけるし、国も金をよこす。それで華々しくやるのかもしれないが、本来2040年に向かって再生可能エネルギー導入を進めなければいけない。水素が入ってきて水素エネルギーは再生可能エネルギーでやるから大丈夫だと、二次的なエネルギーでもクリーンだと言っているが、今までやってきた再生可能エネルギーのメガソーラー、それからメガ風力が、水素のほうに全部吸収されていくのではないか。原発にかわる新しいエネルギーで安全だ、自然エネルギーでやっていくというところからずれてきているのではないかと思わざるを得ない。そうならないようにしてほしい。水素エネルギーは、イノベーション・コースト構想とも違うとか、再生可能エネルギーとも違うと言うが全部有機的につながっていくのだろう。そのあたりがよく見えない。

1カ所ステーションをつくるのに4億円もかける、700万円の車に補助を出すなど、金の使い方も全然違う。県民が求めている再生可能エネルギーの先駆けの地という県が最初に目指したところとますます離れていくとしか思えないが、考えを聞く。

エネルギー課長

先ほど古市委員に説明したとおり、究極的には地産地消は目標になり得るが、現在の電気を考えればシステムとしてはなかなか難しいので、それは、今後の電力のシステム改革等を待たなければいけないと思う。

先駆けの地であるが、確かに水素が少し注目を集めてしまっている。しかし我々としては、ビジョン策定以降再生可能エネルギー拡大に向けて、例えば発電会社を県も出資して設立したり、国のプロジェクトではあるが洋上風力の実証をしたり、郡山市には産総研の再生可能エネルギー研究所の設置が実現している。

中央資本の事業者がかなりいるので、再生可能エネルギーで発電した利益がそちらにばかり流れてしまうのでは余り復興の意味合いがないため、今後にかけて何とか地元へ貢献をしてもらう仕組みを取り入れていく。こういったことは他県に先んじて実現できると考えており、さまざまな取り組みの一つとして、再生可能エネルギー由来による水素製造も位置づけられていると我々は認識している。余り他県で行っていないことも含めて、どんどん積極的に取り組んでいく。

山田平四郎委員長

質問と答弁のすれ違いを感じるので整理したい。

2040年のビジョンをつくり、その後に新エネ社会構想、水素が出てきた。検討する目標はあくまでも2040年なので、そこにどう寄与していくかである。水素にばかり特化しているわけではないが、新エネ社会構想が国策に、あるいはイノベーション・コースト構想が本県の2040年の目標に対してどう寄与していくか。どうやって数字が27.3%を超えて伸びていくのか。そういうところがわかれば皆が納得できると思うが、答弁を聞いていると私もよくわからない。一つ一つその筋をきちんと出すことはできないか。水素やイノベーション・コースト構想とのかかわりを整理して描くことはできないか。

そのあたりを整理して答弁願う。

神山悦子委員

イノベーション・コースト構想とのかかわりを確認したい。委員長指摘のようにどうかかわってくるのかである。国の新エネ構想とのかかわりも加えて示してもらわないと、私たちもよくわからない。これを県民に説明しろと言われても何か違うのではないかとわれそうなので、イノベーション・コースト構想も加えて整理願う。

企画調整課長

イノベーション・コースト構想と新エネ社会構想のかかわりであるが、イノベーション・コースト構想の広い傘の中に

新エネ社会構想も入っている。新エネ社会構想は昨年9月に策定したが、もともとイノベーション・コースト構想の中にエネルギー分野があり、それを加速させていくための取り組みとして、新しく構想が策定された。

2040年の目標は、あくまで再生可能エネルギーの導入、太陽光、小水力、風力などである。新エネ社会構想で水素に取り組みこととなったが、水素は再エネビジョンとは別枠である。再生可能エネルギー由来の水素をつくるところで、その水素をつくる過程で再エネも新しく導入される。何をもちて再生可能エネルギーをつくるかは国と事業者で検討しているが、例えば太陽光であれば20MWくらい増加するのではないかと聞いている。

神山悦子委員

見解の違いがあるのだろうが、いろいろなことが少しずつずれてきているようにしか私には思えない。県民から見ると、県が行っていることがよく見えないし説明してもわかってもらえないと思う。

復興に関連した浜通り地域全体の構想があるが、避難者の問題、市町村の抱える問題、医療問題、そこで生活するにはどうしたらよいのかといったこととのずれを感じる。その一方でイノベーション・コースト構想がたくさん入っている。ロボット産業、宇宙産業、医療機器産業など、新しいものがどんどん入ってきている。その中での整合性の問題である。本当に県民と一緒に進められるものだとならない限りは、どんどんずれていくとしか私には思えない。今後、そのあたりを県民にきちんと説明できるよう願う。

古市三久委員

水素をつくるには大変電気を使う。アルミニウムは電気の塊と言われたように、水素も電気の塊である。電気が余っているから水素をつくるのが国の考え方だと思う。

それは別として、メガソーラーをつくっているのは大資本の会社である。市町村や地域でつくることに対して、国などから何か補助、支援はあるのか。

エネルギー課長

県内のメガソーラーの導入には、一般的には中核となる事業者がいる。県もそうだが、出資し参画するなどの形で、市町村が特別目的会社などをつくって運営することが広く行われていると思っている。特に浜通り地域では、国が本県独自の補助制度をつくった。そういった補助を特別目的会社の運営、事業化に投入するとのことである。

古市三久委員

市町村、自治体が行う場合はそのような支援策があるとのことである。特別目的会社をつくるなどすれば、国や県の補助金が出るとのことではいか。

また、そういったことが仮にあったとしても、例えば地域で会社をつくることになった場合は大きな資本、金が必要となるが、その場合の支援はあるのか。

エネルギー課長

補助は要綱によって採択するので、市町村が参画するから必ず採択となるわけではない。先ほどはそういったケースが多いと述べた。

県民が個人レベルで出資するとなると、金額的に折り合わない可能性が高く、非常に難しいと思う。ただ一例として、福島空港の敷地に県が出資して発電会社をつくり発電しているケースでは、県民ファンドをつくり県民から個人ベースで出資を募った経過もあるので、そういった事業化が組成できるのであれば可能性はあると思う。

古市三久委員

市町村でそういうものをつくっている会社は本県にどのぐらいあるか。

また、個人ではなく例えば地域の自治会などがそういったものをつくりたいというときに補助制度や支援は全くないと
の理解でよいか。

エネルギー課長

会社数は、今ここでは即答できないため確認する。

自治会とのことだが、我々の用意している予算で発電設備の導入補助があるので、それにエントリーをすれば、可能性
はあるかと思う。しかし先ほど述べたとおり金額的な条件にあうかなどの課題がある。

古市三久委員

今取り組んでいるのは風力発電にしてもほとんどが大会社である。だから地域の方々や自治体に対して補助し、その地
域で電気をつくる仕組みを整える必要があるのではないか。そういった仕組みがなければ、国に求めていくなどしてほし
いが、どうか。

エネルギー課長

現在予算化している中に地域参入型の導入補助がある。先ほど述べたとおり、事業を組成してもらえれば可能性はある。
ただ事業費を集めるために金融機関からの融資を得ることもあり得るが、法人でないと融資が受けられないといった条件、
制約が出てくる可能性はある。しかし門戸を閉ざしているわけではない。

古市三久委員

県は再生可能エネルギーについて2040年までに需要に対して100%供給できるようにしている。それは県の目標
だが、市町村がそれにどうかかわっていくのかについての考えが全くないと思う。再生可能エネルギーに向けて、市町村
の需要に対して市町村でつくった再エネの電気で供給するといった目標も、県でつくるべきではないか。それによって、
県の再生可能エネルギーの目標も早く実現できると思うが、どうか。

エネルギー課長

県の推進ビジョンと、幾つかの市町村でつくられている計画については、事前にすり合わせてはいないのでそれぞれの
考えで計画が進んでいる。

ただ、指摘があったように市町村単位で考えると、特に避難地域でこれから本格的に帰還して復興するエリアについ
ては、まちづくりの一つとしてエネルギーのあり方を一緒に考えることもなされている。そういった中で、県としては再生
可能エネルギーをそこに導入してもらいたい。地産地消とまでいくかはわからないが、検討してもらうことは、十分価値
があると思う。

古市三久委員

避難地域に限らず、そのような目標を持つことは必要である。県内でどのぐらいの自治体がそのような方針を持って事
業を進めているのか。

エネルギー課長

先ほど述べたのは、一般的にはスマートコミュニティという言い方をしている。そのエリアでエネルギーの需給をコ

ントロールする考え方で、それをまちづくりに組み込むことである。今は県内の5つの市町村で、事業可能性の前の調査の段階ではあるが、検討している。

古市三久委員

スマートコミュニティは別次元の話だと思う。それは再生可能エネルギーの一つだと思うが県で言っていることとは直接つながらない。スマートコミュニティは相対的なエネルギー効率化を考えていくものであり、今の問題とは違う。

県が市町村を指導するかは別にして、市町村で目標を持つことも考えていくべきではないか。検討願う。

次に、Wi-Fiの問題である。都市部は大体カバーされていると思うが、本県の公的スポットにおけるWi-Fiの普及率はどのくらいか。本県は2020年のオリンピックに向けてWi-Fiの普及に取り組んでいると思うが、現況を聞く。

部参事兼情報政策課長

いろいろな団体で設置しているので全て把握しているわけではないが、例えば市町村レベルでは、平成29年の3月現在で23団体、276カ所の設置である。それから、NTT東日本の光ステーション、いわゆる無料Wi-Fiであるが、このアクセスポイント数が29年6月現在で県内では1,738である。

古市三久委員

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、本県としては現状でよいと考えているのか、もっと必要だと考えているのか。

部参事兼情報政策課長

確かに箇所数はまだまだ少ないと考えている。昨日、一般質問の答弁で述べたが、ことしの新規事業として外国人旅行者に持ち運びできる無料のWi-Fiルーターを貸し出す事業を行う。本県は広く、Wi-Fiポイントはあくまでも固定のポイントなので、そういったポイントを設置することでどれだけカバーできるかといった問題もある。固定のポイントにとらわれず、携帯電話が使用可能であればどこでも使える、持ち運びのできるルーターのほうがむしろ機動力があるとのことで今回試験的に新規事業を行う。今後こういった形がより効果的かを見据えながら、Wi-Fi活用のエリア拡大を考えていきたい。

古市三久委員

例えばホテルなどにWi-Fiを設置するとなった場合、県の支援はないと思うが、国の支援はあるか。

部参事兼情報政策課長

観光サイドでは補助がある。

古市三久委員

企画調整部ではわからないとの理解でよいか。

部参事兼情報政策課長

Wi-Fi関係では光ケーブルの補助があるが、個々の旅館などに対する補助はない。

古市三久委員

多分そうだと思うが、情報政策課としてそういった把握を全くしていないのか。把握すべきではないのか。所管外だか

ら関係ないのか。

部参事兼情報政策課長

旅館等の状況までは把握していなかった。

古市三久委員

ホテルでどのくらい設置があるかも重要な問題である。例えばホテルであれば国の観光関係での補助金、支援などがあると思う。情報政策課は本県の政策をつくる課として、そういったことをきちんと把握して政策に反映させるべきだと思うがどうか。

部参事兼情報政策課長

先ほど述べた新規事業等についても、観光と重なる部分があるので当然連携は必要である。今後は観光サイドと連携をして、そういった実態を踏まえた上で対策を考えていきたい。

橋本徹委員

プレミアム商品券の関係で原子力損害対策課に聞く。被災地市町村や田村市からの話である。総事業費の1割を上限に事務費を交付金対象とすると聞いていたが、後から実売の1割だと言われて困っているとの声を聞いた。例えば、総事業費が1億円だった場合は1割だと1,000万円だが、実売で5,000万円であれば500万円となり、交付金対象が見込みよりも少なくなってしまう。そのあたりについての考えを聞く。

原子力損害対策課長

プレミアム商品券の関係であるが、事業名は事業再開帰還促進事業である。事業は経済産業省から補助金を受けて、それを原資に基金を造成し、それを活用して避難指示区域等12市町村に交付する流れになっている。

国の補助金を原資とすることから、国の規程等に基づく経理の処理を行っており、その点は該当団体も理解している。ただ委員指摘の事務費の関係については該当団体から相談を受けており、使い勝手が悪いといった意見も聞いている。今後、必要に応じて国と協議し、使い勝手のよい事業となるよう引き続き取り組んでいきたい。

橋本徹委員

広野町ではプロパンガスが当初対象になったのに、途中でだめになったとの話を聞いた。後出しじゃんけんにはしないでほしいと言われたので、その辺をしっかりと徹底して対応願う。これは要望である。

小林昭一委員

部長の説明要旨において、今回の補正の1番目に「福島イノベーション・コースト構想における現状と様々な課題等を把握する調査を行うための経費」との説明があり、2ページ目では特にイノベーション・コースト構想について説明があった。

5月31日の毎日新聞地方版で、イノベーション・コースト構想がわからない県民が4割という見出しの記事があり驚いた。これが現状かと思った。

東北大学が行った県民アンケートでは、実施の賛否を示した人が2割、賛成及びどちらかといえば賛成が17%で反対が4.2%。わからない人が42%と4割ほど、どちらとも言えない人が35%で、これをわからない人と捉えると合わせて77%、7割の人がわからないことになる。また県政の進め方については、肯定派が67%と多大であり、知事の県政についても78

%が肯定していた。この結果について部長の所感を聞く。

企画調整部長

その数字自体が正しいかどうかはアンケートのとり方もあると思うが、記事は承知している。委員指摘のように、イノベーション・コースト構想という言葉自体は県内で報道されているので、知っている方も多いが、その中身となると県民が理解している状況ではないと思っている。

我々の説明の仕方もあるかと思うが、現状では構想の進みぐあいとして拠点ができきてきている段階である。拠点の話となると、どうしても大企業や最先端の技術にかかわる人だけに関係があるのではないかとのイメージを持たれることが多いと思う。

今はようやくロボットテストフィールドに目鼻がついてきて、形になってきているところである。しかしそれは製造業者が、ロボット産業の部品の製作に携わることができるだけではない。例えば家屋の検査の際、今までだったら足場を組まなければならないところをドローンを使ってできるようになるなどのマッチングも含まれている。拠点が存在するところだけ、先端技術に携わる人、製造業者だけにかかわりがあるのではないため、例えばロボット除草機ができれば大分作業が楽になるなどを、広く県民にも示していかなければならないと感じている。

記事で示されているのは厳しい数字である。まだ多くの県民に認知されている現状でないことを踏まえ、今述べた方向で、引き続きイノベーション・コースト構想を進めていきたい。

小林昭一委員

応援している立ち位置で話をする。記事の最後に「県民への広報を進めたい」とある。この6月定例会で一点だけでもよいので、具体例を挙げて、今後に向けての気持ちを聞きたい。

企画調整課長

部長から話があったように、これまで拠点整備や各プロジェクトの具体化に力を入れて取り組んできたが、これからは情報発信にも非常に力を入れていかなければならない。昨年度はイノベーション・コースト構想のパンフレットを作成したり、シンポジウムの開催などに取り組んだ。今年度は、県内外にわかりやすく情報発信できるようホームページの刷新を行ったり、勉強会やセミナーの開催、できればロボットやドローンを使ったイベントも行いたい。一般の県民にも興味を持ってもらえる取り組みも並行して進めていきたい。

山田平四郎委員長

小林委員からの質問の趣旨は、企画調整部の中だけ、例えばロボットだけではなく、広報等のいろいろな横のつながりを使いながら告知してほしいとの意味だと思う。自分たちだけでやろうとすると、どうしても専門的なものに特化してしまうのでぜひ横のつながりをうまく広めてほしい。先ほど課長からあったが、いろいろな広報媒体を通じながら成果等を示していくと、もっと理解が深まると思う。

新エネ社会構想やイノベーション・コースト構想について、来年の今ごろにきちんと成果が出ていないと、1年間何をしてきたということになる。実際に行う部分と、県民に周知して理解を深める部分があるので、ぜひよろしく願う。

(6月30日(金) 生活環境部)

神山悦子委員

生1ページの債務負担行為についてである。

J R只見線について説明があり、限度額を決めたとのことだが総額は幾らか。県の負担は3分の2だと思うが、この内訳にした理由を説明願う。

生活交通課長

今回債務負担行為として54億3,000万円を設定している。これは基本合意の負担割合に基づく総額の3分の2である。3分の1はJ Rが負担するので、総額は81億4,500万円になる。

今までの協議でJ Rはずっと約81億円と言っていたが、この補正に当たって再度確認したところ概算で81億4,500万円と確認したので、そのうち地元負担分である3分の2を設定している。

神山悦子委員

この間部長から経過説明があり、基本合意書と覚書を締結したとのことだったので、私もその写しをもらおうと思ったが、J Rが提示しなかったとのことだった。その辺の経緯について説明願う。

生活交通課長

6月19日に基本合意書と覚書を締結し、記者発表を行った。その際、報道にどのような公表ができるかJ Rと調整したところ、J Rでは一般的に契約その他これに類する書類の元本の写しを報道に公表していないとのことだった。今回改めてJ Rに検討してもらったが原本の写しは渡すことができないとの回答であった。

県としては公文書なのでこれを公開すべきか、両方で協議をしたがJ Rの意向を酌んで原本の写しは公表しなかった。ただし内容を伝える必要があったので、ほぼ全ての内容を書き出した概要を資料として配付して説明した。

神山悦子委員

この債務負担行為を設定するに当たって、基本合意書をもとに5年間にわたり行うので、本来であればJ Rが何を決めたのかきちんと示すべきである。

また、基本合意書と覚書の違いがよくわからないが、なぜ基本合意書、覚書という順序なのか。なぜJ Rが公表しないとしたのか私は納得できないが、基本合意書と覚書に余り違いはないのか。

生活交通課長

基本合意書は原則を書き、覚書はそれを補完する内容になっている。中身については今まで議論を重ねてきたことを明文化したものである。例えば上下分離方式で鉄道復旧を行う、工事はJ Rが施行する、負担割合は3分の1と3分の2とする等、今まで協議を重ねてきたものを明文化している。覚書は補完する意味で、例えば鉄道で復旧するといったときに、それは被災前の1日3往復を原則とする、工事はJ Rが行うが工事着工の前には施行協定を結ぶ等といったものを覚書として書いている。基本的には今まで出てこなかった話を書いてあるものではない。取り決めてきたものを書類として残したものである。

神山悦子委員

結果はわかった。それで3分の2の負担行為を決めたのだと思う。

一般的事項になるので余り述べないが、今後はこれに基づいて、市町村の負担割合等、これからやりながら工事に向かってどれくらいになるかということで進んでいくと思う。しかし、以前から述べているとおり、県も頑張っているとはいえ、市町村の負担が重いと思うので、そこは今後検討していくべきものだと思う。

もう1点確認したいのは生4ページの除染の問題である。

専決処分になっており、平成28年度の精査の上での減額とのことだが、昨年度の補正予算の経過をもう一度説明願う。
また、先ほど説明のあった一覧表の繰り越し分についても予算との関係でもう一度説明願う。

除染対策課長

平成28年度の9月補正で2,000億円近くの増額補正、2月補正で1,100億円ほどの減額補正と大きな増額減額があり、また今回減額補正になる。

9月補正の増額補正は28年度中に面的除染を全て終了させるためにその契約に必要な金額を積み増した。2月補正の1,100億円ほどの減額補正は28年度内に終了できない12市町村の必要額について債務負担行為を設定し、翌年度に積み直すために減額補正した。

今回の327億円の減額は、純粋に28年度中に事業が終了するものについて精算した結果、不用額が出たため減額する。

一覧表の繰り越しの関係は、まず債務負担行為設定分は2月補正で減額した分に含まれている。つまり、1,103億円の中に904億円が債務負担行為分として入っており、一覧表に示した880億円はその内数という関係になる。よって29年度に面的除染を繰り越し、継続して進めている形になっている。

神山悦子委員

関係についてはわかったが、専決処分で減額された予算については、今年度の事業費として計上されているのか。

環境回復推進監

今回専決で327億円の減になっているが、これは平成28年度中に完了させる予定だったものが、実際に行って事業の経費が余った分である。それが不用額になっており、財源は基金なので327億円については基金に戻って、これ以降の除染その他の放射線対策の財源として次年度以降活用する形になる。

このため、この部分については純粋に実際に市町村が事業を執行した結果、用いることなく済んだ額であり、その分は翌年度以降の財源として回っていく。

古市三久委員

3ページのイノシシのところ「年内を目途に地域の実情に合った処分の仕組みを構築できるよう取り組みを進める」とあるが、これはこれから考えるからまだわからないということか、それとも方向性についてはある程度わかるということか。

自然保護課長

これまでは処分ということで焼却も含めて、ある程度市町村に頼んでいた分を、今後処分及び捕獲の頭数がふえて大変なので、県としても汗をかいていくということであり、年内を目途に処分の仕組みを構築する方向で進めている。

現在の案は3つほどあり、年内に具体的な実現可能性について検証していく予定である。

1つ目は埋設処分の土地の確保で、地域ぐるみで捕獲及び処分をするため、地域の住民、主に農家に土地を提供してもらい、その土地に捕獲したイノシシを埋める。農家にとっては被害が減り、捕獲者にとってはその場で埋められるため負担が軽減され、両方にメリットがある。長崎県が一部で行っているのので、そういうところを参考にしながら地域住民が参加する形の処分を考えていく。

2つ目は、市町村のごみ処理場で既存の焼却炉を活用するには、解体して持っていく必要があるところが多いので、その処理の担い手を確保する。市町村で解体処理施設を設置しているところもあるので参考とし、また加工業者や処理業者といった民間企業の活用を考えていく。

3つ目は、新たな手法で微生物による分解処理である。他県の一部市町村では既に微生物を活用した分解処理を行っている。北海道では菌を使ってエゾシカの減容化処理をしている。そういうものを参考にして、年内を目途に市町村の実情に合った処分方法を県として提示しながら、市町村と一緒に処分方法を考えていく。

古市三久委員

方向はわかったが、担い手をつくる、土地の確保などについて、県は財政的な負担をふやしていくことになるのか。

自然保護課長

まだ検討段階なので、もう少し他県を視察して、モデル的にそういうことを行った場合に進むかも含めて検討していきたい。

古市三久委員

微生物の処理は、解体して埋設するところに微生物をまくのか、それとも全く別なところに微生物で分解する施設をつくるのか。

自然保護課長

イノシシや鹿を微生物で処理している岡山県の話を知ると、大きくはないが建屋をつくって処理していると聞いている。

古市三久委員

次に猿の問題であるが、いわき市でも至るところに猿が出没している。小名浜、常磐、内郷、平に猿が出てきている。同じ猿なのか、全然違う猿なのかよくわからないので、生息調査を行うべきではないかと思うが、県の考えを聞く。

自然保護課長

猿については基本的に市町村が中心になって実態調査、生息調査をしている。また、いわき市の1頭については離れ猿というか、群れから離れたものではないかと思われる。ただ、いろいろなところに出没しているので、同じ猿かどうかははっきりしたことを聞いていない。

市町村と一体となって猿の有害捕獲に努力しているが、猿もいろいろと移動している。いろいろな場所にわなを設置して対応しているが、基本的には情報を集めて、学校周辺であれば学校に連絡する形で県と市町村が一体となって対応している。

古市三久委員

その1頭があちこちに出ているのかよくわからないとのことなので、調査を市町村と一体となって行って、本当にこの1頭なのか、多くいるのか確かめてほしい。

次に、この前神戸港であったヒアリの問題である。これはどかが担当かよくわからないが、環境省の外来生物対策室でいろいろと調査している。中国の広州から来たコンテナにアリが入っていたため、全国の港湾を調査した結果、そのような広がりはなく、とりあえずヒアリを撲滅したとのことである。小名浜港にもどのようなコンテナがどこから来るかわからず、そのようなことに対して防御をしっかりとしないといけない。その辺について国とどのような話をしていくのかはともかく、しっかりとやってもらいたいと思うが、どうか。

自然保護課長

尼崎港と神戸港で見つかったヒアリについては、特定外来生物なので所管としては生活環境部であり、害虫駆除でもあるので食品生活衛生課と連携して対応している。

中国から来たコンテナにヒアリが入っていたので、港湾課で5月初旬に中国からのコンテナが入ったかを小名浜港を含めて確認し、中国から船は来ていないことを国土交通省に回答している。

ただ今後ヒアリやアカカミアリが見つかる可能性もあるので、港湾課及び食品生活衛生課と連携しながら対応している。

古市三久委員

国や港湾課などいろいろなところと協議をしっかりと対策を進め、ヒアリが来てもぜひ水際で対処してほしい。

生活交通課に聞く。昨年も質問したが、いわき市にあるJR泉駅だけが、ことしバリアフリー化するようである。高齢化でバリアフリー化の要望がかなり出ていることは承知のとおりであるが、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針では、乗降客が3,000人/日となっている。JR泉駅のほかには、特急がとまる駅で乗降客は3,000人/日はいないようであるが、勿来駅で避難者が住宅をつくり結構ふえているので、乗降客もふえている。

3,000人/日でなければだめなのか。調査をして、泉駅に続いて勿来駅についてもバリアフリー化できるよう県に支援してほしいが、どうか。

生活交通課長

1日の乗降客3,000人を超えている県内の駅で、バリアフリーの整備がされていない駅は数カ所ある。現状をよく踏まえて、該当する市町村やJRと相談をしつつ泉駅のように実施できる方向で意見交換をしていきたい。もし予算の時期までに整うようであれば、その際にはまた予算案として提案できるよう調整を進めていきたい。

神山悦子委員

何点かあるが、まず除染の問題を確認の意味も含めて聞く。

安藤ハザマの水増しの問題についてきのうも報道があり、また環境再生事務所の職員の問題も明らかになって、県の対応が求められている。

部長の説明では、今後、環境省、いわき市及び田村市と連携して事実関係をしっかりと確認した上で厳正に対処することだが、私はこれが判明した時点で入札に参加させないなどいろいろな処分があると思う。このあたりの県の考えを聞く。

環境回復推進監

今般の安藤ハザマの不正請求の疑いは、承知のとおり、先週東京地検特捜部の強制捜査が入っており、刑事事件化するかどうかという形で調査に入っている。刑事事件になるとその証拠確保といったところで、非常にスピードを要求される状況である。その関係で我々の調査はその後をついていく形になっている。県としてももっとスピード感を持ってできないか、市町村や環境省と協議している。

ただ、今般の件は従来の不適正除染と違って元請で不正が発生し、それが準大手と言われる全国規模の会社であり、社会的な影響も非常に大きいと考えている。

委員指摘のように指名停止等については、事実を調査した上でそれが間違いないとなれば、今後の話ではあるが、当然行政的なペナルティーを考えている。

ただ今回は市町村が発注している事案なので、まず市町村でその決定がされ、その後同様に都道府県、それから国の指名停止という形となる。きのうは安藤ハザマで株主総会があり、その中で株主たちからもかなり厳しい追及がされた。また、民事上の責任としては当然その不正請求の部分の返還もあるので、そういったことを現在調査しており、一つ一つ

逃さず確実につかんで適正に対処していきたい。若干の時間をもらうが、県としてもこの件に関しては厳しく対処していきたい。

神山悦子委員

元請の事業者がこのような不正を働いたことはこれまでなく、影響は大きいと思っている。私も安藤ハザマの二次下請に入った業者から直接連絡があったが、「何であなたの会社がここに入ってきたのか。」と言われたそうである。それは県内の業者で、そんな嫌がらせもありながらも仕事をしたが、後はもう入れなくなったとのことである。

業者が言っていたが、除染に大手が入ってきており、県内の業者が入ろうとすると単価そのものが低くなる。例えば同じ二次下請で入っても県内業者のほうが安く単価が設定されていて、結局県内の業者はもうからないので別な仕事をすることになるとの話があった。

何のための復興なのか、しかもこのような不正をしているところが同じ現場にいて本当にかたがたという話も聞いている。これまでもあったと思うし、今回のこの問題は本当にいわき市、田村市だけなのかよくわからないので、警察の捜査ももちろんあると思うが、このようなことを二度と生み出さないよう、県に厳しく対処を求めておく。

それからもう一つは地球温暖化の関係についてである。

ことし3月に改定した福島県地球温暖化対策推進計画において、温室効果ガス排出量の目標値を変更したようだが、内容について聞く。

環境共生課長

地球温暖化対策推進計画の温室効果ガス削減目標値の変更についてである。

今回、3月に改定した計画について基準年度を見直している。前の計画では平成2年度、1990年度が基準年度であったが、今回の見直しに伴い25年度、2013年度を基準年度に変更している。

改訂前は、1990年度比で2020年度にマイナス10～15%という計画をつくっていた。改訂後の基準年度では、改訂前よりも排出量がふえている。それを踏まえて、今回の計画では2020年度にはマイナス25%を削減目標として策定している。

その内訳としては、昨年国で地球温暖化対策計画をつくったが、その国の施策による削減がマイナス10%、県の普及啓発等の努力による削減がマイナス1%、再生可能エネルギーの導入で2040年に県内の需要を100%賄う計画に基づいて2020年にマイナス6%、さらに本県は森林の面積が70%を超え全国平均よりも高い森林吸収が期待できるので、それでマイナス8%、合計するとマイナス25%の削減になる。

神山悦子委員

数字が行ったり来たりする。基準年は変わるし、そもそも90年に比べてどこまでやらなければいけないかを基準にしなければいけない。国が2013年に変えたため県も変えたとのことだが、どうして2013年に変えたのか。

環境共生課長

今回国は地球温暖化対策推進計画を初めて策定した。

県は前の計画を自主的に策定しており、そのときの基準年度は1990年度であったが、比較が容易となるように、今回の国の計画に合わせて県の計画を見直した。

神山悦子委員

非常にわかりやすいが、県が独自に削減計画を持って進めてきたものを、国がやったからそれに合わせたとしか考えられない。本県は自然豊かで、いろいろ頑張れば再生可能エネルギー100%にできると思う。

ヨーロッパは再生可能エネルギーで100%を賄うこともできる。日本もよく調べるとそれに向かう可能性はもう示されている。

パリ協定に基づいて気温上昇を2度未満にしなければいけないが、各国を合計してもとても乖離がある。その中で日本政府が進めなければならない方向が決められているのに、日本政府はなかなかそこには近づかない。だから、県はどうするのかである。

本県は原発事故を受けて、原発に依存せず、地球温暖化にも貢献する独自につくった目標があって、今説明があったように再生可能エネルギー100%を2040年まで目指すわけである。その推進の関係ではきのうも企画調整部からいろいろ聞き、そこに行く前にいろいろあるので、私は国との関係もあるが本気で行わないといけないと思っている。

目標数値の考え方はわかったが、ここは県自身が国だけでなく、世界の動向を見て何をするのが問われている。

そして、排出量の多いものが県の改定の現状と課題に記載されており、多い順から産業部門、運輸部門、民生業務部門、そして民生家庭部門と廃棄物部門となっている。やはり産業部門や運輸部門は相変わらず多いと思う。家庭ももちろん努力するが、産業面での排出量をどう抑えるかをよく見て計画をつくるべきだと思う。

そして石炭火力発電の関係である。これまで本県は石炭火力発電を1990年代にどんどん進めてきて多くなっている。日本は間接排出量でカウントしており、世界は直接排出量でカウントしている違いもあるが、本県は石炭火力発電を進めてきたことの反省が必要だと思う。国も安倍政権になって石炭火力発電をどんどん進め、現在43基あるとのことだが、本当にこのままではよくないと思う。ここでIGCCの関係がまた出てくる。

山田平四郎委員長

きょうは生活環境部の審査である。誰にどのような質問をするのかまとめてほしい。

神山悦子委員

IGCCの二酸化炭素排出量15%削減は、一般的な石炭火力発電より排出量が少ないとのことで進めるわけである。石炭火力発電と地球温暖化との関係をよく見て、そのあたりを県はどう考えて位置づけているのか。

環境共生課長

石炭火力発電についての質問であるが、委員指摘のIGCCについては、国のアセスメントの対象として評価されている。一方で、小規模火力発電については県の条例で同じ手続を踏み審査を行っている。

県は独自に環境影響評価条例をつくり、小規模石炭火力発電についても対処している。それは、法律に基づく手続と同じように環境影響評価審査会の専門家のフィルターを通して行っている。

IGCCについては、温室効果ガス排出を最大限削減をしてほしいということで、現在は技術が確立していないが、例えばCO₂の地中への固定などに、今後は積極的に取り組んでほしいと要請している。また小規模石炭火力発電は、バイオマス燃料であれば成長過程でCO₂を吸収しており、計算上、CO₂の排出量はプラスマイナスゼロになるので、バイオマスの混焼割合を高めて、温室効果ガスの排出をできるだけ減らすよう要請している。

神山悦子委員

小規模石炭火力発電の出力とは、数字で示すとどのくらいか。

環境共生課長

小規模石炭火力発電所とは本県の条例で7.5万～11.25万kWである。

神山悦子委員

そうすると I G C C は 54 万 kW だったと思うが、広野町に 2 つ目をつくるとどのくらい CO₂ を排出するのか。

環境共生課長

手元に資料がないので後ほど確認する。

さきの地球温暖化対策推進計画の説明で不十分なところがあったので説明する。前の計画も今回の計画も 2020 年を目標年度としてつくっているが、今回改定した計画は、前の計画に比べて温室効果ガスの削減率が上回っている。さらに国の計画は 2030 年を目標年度に設定しているため、今回合わせて 2030 年の目標と数値を設定したが、国がマイナス 26% のところ、本県は再生可能エネルギー等の導入を十分に踏まえてマイナス 45% の計画としている。

委員指摘の I G C C、勿来発電所の年間 CO₂ の排出量に関する質問であるが、今回新設する I G C C の CO₂ の排出量は、262 万 t CO₂/年である。また、効率をあらわす排出原単位が kg-CO₂/kWh であり、これが 0.652 である。これと比較できるのは既存の施設で 7～10 号機の 4 つの発電施設である。この合計の数値が環境影響評価書で示されているが、合計で年間排出量が 821 万 t CO₂、効率を示す排出原単位が 0.788 kg-CO₂/kWh である。これを比較すると、従来の 4 つの発電施設に比べて、大体 20% ほど効率化が進んでいる。

神山悦子委員

今の数字は勿来の I G C C の 1 基分で間違いないか。もう 1 つ広野町につくるとこの倍になるのか。また、今の数字を資料で提出してほしい。

山田平四郎委員長

資料を提出できるか。

環境共生課長

常磐共同火力（株）が資料を作成しているので、そちらに確認した上で対応したい。

山田平四郎委員長

今述べた数字を提出できるかどうかである。

環境共生課長

説明した内容を資料として提出する。

古市三久委員

先ほど神山委員からあった除染のことであるが、市町村の除染は県が市町村から上がってきた金額を分配する。市町村は除染費用を計算して入札することになるのか。

環境回復推進監

市町村除染費用の原資は国から来ている補助金を県が基金に積み立て、その基金を財源にして市町村に交付金の形で交付している。

市町村は交付を前提にほかの公共事業の工事と同じように入札などの手続を経て発注する。基本的には公金なので通常は精算払いで事業費が確定した後に一括で支払うのが原則であるが、金額が非常に大きいのでほかの公共工事と同じよう

に、概算払いで業者に最初に6～7割を支払う。それに係る財源の部分は、県に市町村から交付金の概算払い請求があり、その金額を市町村に交付する。最終的には精算し、これだけかかったという残りの部分を事業が終わった後に交付する。

そのため、通常は必要以上に県から市町村に対して交付することはない。除染事業は経費の変動が大きいので、概算払いが行き過ぎたケースはあるが、それは最終精算で戻すことになる。

古市三久委員

市町村は、除染に要する費用を一つのルールに従って計算して入札することになれば入札価格は決まってくるのか。概算払いだから入札せず価格設定が全くないとの理解でよいのか、それとも価格設定はあるのか。

環境回復推進監

市町村は、この地区で除染するには工事設計でこれだけの費用が見込まれるとの資料を添付して交付金を申請する。かなり膨大な事業なので市町村としては基本的に除染事業の当初設計が終わった段階で申請書を出している。それに基づいて予定価格を設定して、通常の公共事業のように各市町村の財務規則に従って入札、見積もり合わせなどの契約締結の手続を経て契約している。

古市三久委員

つまり入札価格を設定していれば、それ以上は通常枠を出ないことになる。今回の不祥事の問題は、後から出来高払いで水増しして請求があって不正になったと理解しているがそうではないのか。

最初から価格設定で入札をして、その価格だけで行うことになっているのであれば、後から水増し請求等は出てこない。出来高払いを前提に行ってきたからこのような問題になっているとの理解でよいのか。

環境回復推進監

基本的に除染事業であっても発注者側が設計した価格内訳による契約した金額で実施する。通常の工事であれば、作業員を集めて宿泊させる現場小屋をつくって、そこに泊まらせて作業に当たらせる。それは工事の標準的な価格の中の仮設費で見ている。しかしその現場小屋が間に合わない、あるいは作業員の人数が非常に膨大で、どうしても作業を急がなければならないときは、旅館等を借り上げ、そこに作業員を住まわせてそこから作業に向かわせることにも対応しなければならない。

通常であれば行政側が想定した宿泊施設の費用を標準的な単価で見積もってそれ以上は出ないが、宿泊の確保に非常に窮する状況にあるので、実際に借り上げて住ませたところについては予定価格をある程度オーバーしても出来高で精算することを特例として認めている。

あくまでも東日本大震災の特例に基づいており、出来高といってもそのままではない。行政はある程度そのようなことも見込んで標準的な単価を決めているが、差額が余りにも大きくなった場合には対応できる特例である。これについて安藤ハザマは領収書を改ざんしたとの報道である。実際にどの程度の改ざんがされたのかを今後調べていかなければならないが、現状でわかっているのはそのような特例を使ったということである。

古市三久委員

つまり特例を悪用したわけである。結局、特例があるからできたと思うが、再発防止についてはどのように考えているか。

環境回復推進監

この事案について非常に重く考えているところは、通常の除染事業でのこれまでの不正は下請が行っていて、なおかつ、何らかの形で現場に不適正な部分の足跡が残っていたので、現場を精査すればある程度は確認できていた。今回は、発注者側と一緒に現場を本来締めるべき元請が経理上の処理で不正を行った。発注者側に出されている領収書には当然、改ざんを疑わせるものはない。今回は報道にあるように指示をした証拠があるため認めたが、これを発見することは難しい。

ただ先ほど述べたように元請各社は通常、重い責任を負っていることはわかっている。指名停止等の行政上のペナルティー、民事上の損害賠償請求、刑事事件化、株主総会、社内コンプライアンスの問題、経営責任といったところまで発展する。そうならないためにみずからを律して一緒に取り組んでいくのだが、そこがどうして崩れてきたのか。これから調査していく中で再発防止として有効な手だてがないか県としても真摯に追求していきたい。

古市三久委員

言っていることはわかるが、それでは全く解決しない。

この特例は性善説を前提としている。その一方で除染には膨大な金がかかり大量の人員が必要であり、具体的にどこまで把握できるかは非常に難しい問題である。これは安藤ハザマだけで行っていたのか。どこまで波及するかわからないが、大なり小なりどの会社もできる条件になっていた。それは調べようがないからわからないとのことである。どうして今回明るみに出たのかわからないが、東京地検が捜査するのはいろいろな意味合いがある。

そのようなことができない仕組みをつくって再発防止をしていかないといけない。そろそろ除染が終わり、後はないからと終わってしまうかもしれないが、これからの復興にかかわるさまざまな事業についても、入札等の問題についてそうならない制度をつくっていかなくてはならない。

今の答弁では、きちんと仕事をしてもらうことでしか解決できない問題だとしか聞こえない。そうではなく何が問題かについてしっかりと整理してほしい。司法は司法として、市町村とも協議し、そういう問題が出ないように方策を講じていかないとまずいと思う。

再発防止のためにしっかりと調査研究をしてほしいが、県の考えを聞く。

環境回復推進監

先ほどの答弁で人任せのように聞こえたとなれば大変申しわけない。

現状、安藤ハザマの件については、判明している事実が非常に少ない。県としては先ほども述べたように、とにかく時間がかかっても徹底的に追求して、なぜ起きたのか、そして当然、委員から指摘があったようにこういったことを二度と起こさないためにはどうすればいいのか県として真摯に検討して、除染に限らず、県政のいろいろなところで、震災からの復興の信頼感を失わせることのないよう、そういったことを絶対に起こさない覚悟で再発防止策の検討まで含めて今後取り組んでいく。

橋本徹委員

部長説明の4ページにある生活路線バスの関係と、もう一つ、その前の環境創造センターの関係についてそれぞれ聞く。

まず生活路線バスについて、4月1日から開始されたいわき市―富岡町間のバスの利用者数について延べ人数、1日当たりの利用者数などを把握していれば説明願う。

生活交通課長

ことしの4月1日から3路線運行している。

まずいわき―富岡線は、1日3往復で月曜から土曜日に運行しており、4月は167人、5月は158人の利用者数となって

いる。

2つ目は船引―葛尾線で平日は5往復、週末は3往復運行しており、4月が461人、5月は468人でほぼ同数である。

3つ目は船引―川内線で平日が3往復、週末は2往復運行しており、4月が426人、5月は569人となっており、大きな差はないが若干ふえている。

橋本徹委員

デマンド型やタクシーよりは生活路線バスを使って、車を持たないお年寄り等の交通弱者をフォローしていくことは大変よい取り組みだと思う。

それで今回また新たに年度内に川内村など3路線について開始するとのことだが、これを踏まえて現段階でどのように調整したのか。

生活交通課長

ことし4月に3路線がスタートして、すぐに新たな路線が必要かずっと地元と調整してきた。

今年度中に南相馬市から県立医科大学方面、それから川内村から小野町方面、さらには来年4月になるが川内村から富岡町ということで、地元の要望等を聞いた上でバスの事業者と調整し、さらに財源を国に求めることになるので国土交通省、復興庁に相談している状況である。

橋本徹委員

地元からは長距離になるいわき市―富岡町間や、これから進めていく南相馬市から県立医科大学方面などの場合は、リクライニングができるバスであればなおよいとの話もあったので検討願う。

今、避難地域の話であったが、会津地方なども同じ状況があると思う。会津地方などの過疎中山間地域の対応、対策は現在どうなっているか。

生活交通課長

避難地域のバスのリクライニングは、バス事業者ともよく相談して、可能な限り対応していきたい。

県全体、特に会津地方も含めたバス路線については、震災があってから被災地の事情として赤字の場合は財源が補填されている路線が55ある。今までずっと継続していて、市町村ではなかなか採算が厳しいところがたくさんある。

どうすればその路線が継続できるか、便数の問題、停留所など事細かに地元の意見をよく聞いて、次年度までに検討するように東北運輸局から言われており、バス事業者とその路線に該当する市町村とよく話し合っていくこととしている。まずはボーダーラインにある路線についてこの夏には個別に検討していく。

市町村の考えが重要なので、まずは聞き取りを十分行いながら、一つ一つ可能性を探っていきたい。

橋本徹委員

また避難地域の話に戻ると、JRのダイヤの使い勝手の悪さを聞いているので、そういう意味でも定期路線のバスの役割は大きいと思う。ダイヤ改正をにらみながら進めていくのと補完していくのとあわせて、地域の方々、市町村の意見を丁寧に聞いて進めてほしい。

その前のページの環境創造センターの関係で今月4日に来館者数が7万人を超えたとのことだが、当初の見込み数と比較するとどうか。

環境共生課長

環境創造センターの来館者数の年間目標は8万人である。

現在のところ順調に推移しており、ことしの7月21日で1週を迎えた時には8万人を達成できると考えている。

橋本徹委員

先日、企画環境委員会の県内調査でいろいろ回ってきて、環境創造センターは教育旅行を呼び込む材料として有力なコンテンツになると感じた。ジオパーク、只見ユネスコエコパークなどを絡めて進めてほしい。教育旅行となると生活環境部の所管ではないかもしれないが、生活環境部の担当部署としてどのような連携策をとっているのか。

環境共生課長

環境創造センターの教育旅行についての取り組みとしては、昨年度から観光交流局と連携して、国内外の教育旅行の関係者や教職員を対象としたモニターツアーを実施している。

さらに本年2月には教育旅行誘致のため、東京で開催された大手旅行会社が参加するセミナーで職員がPRをしてきた。今後とも観光交流局と連携しながらこのような取り組みを実施し、県外からの来館者をふやすよう努力していきたい。

高野光二委員

予算ともかかわる案件であったが、説明資料にもあり、どちらかというと政策的な色合いが強いと思うのでこちらで質問する。

まず1つ目は特定廃棄物の予算で100億円の減額補正をしている。2町に対する思いやり予算という表現は大変失礼な話であるが、そういう色合いの強い予算であり、いち早く復興のために使うのがこの予算の本来の目的である。

今回残念ながら減額補正となったが、中身についてどういうことで減額となったのか。いち早く使うことを県が積極的に考えていた部分があったと思うが、説明願う。

山田平四郎委員長

過去にこの100億円については承認済みだと記憶している。2町に対する交付金とのことで、3月までに手続きが間に合わなかったため、これは扱いが決まり次第交付すると認識しているが、どのような質問の趣旨か。

高野光二委員

交付は問題ない。いち早くやるべきことがなぜ今回減額になったのか。

中間貯蔵施設対策室長

特定廃棄物埋立処分施設の交付金に関する減額理由についてであるが、今ほど話のあったように本交付金については、もともと平成27年11月に県で交付することを申し入れ、その後の状況を見て昨年9月定例会で議決された。

それを踏まえて、実際に町が考える地域振興策がしっかり展開できる仕組みづくりの検討とあわせて、交付申請に当たってそれぞれその事業計画、書類の提出が必要になるので、それらの個別の事業内容等についても両町とは協議してきたが、残念ながら結果として昨年度中にそこまで調わなかった。特に地域振興策をしっかりと展開することを含めて、現在も協議が継続している。

高野光二委員

交付金なので2町で計画されるものについて、それを精査して交付する中身である。もらった金をどのように使うかより、このように使いたいからこれだけの財源が欲しいというのが本来である。

財源ができてこれから何に使うかで計画が間に合わない雰囲気では私は受け取ったが、交付する財源として用意しているため、県が使い勝手がよいように指導して、早く生かして復興してもらう前提に立つべきである。

今の説明だとそこまで至らなかったと理解する。県は交付する立場なので、なるべく早く復興を進める意味でも、今後積極的に間に入ってほしい。国の考え方の中でも、いち早くエコテックが稼働できる状況にしたいとの思いが載っているので、ぜひそういう方向に持って行ってほしいが、どうか。

中間貯蔵施設対策室長

少し言葉足らずだったが、事業計画書と述べたのは、各町が考える事業の個別具体的なものではなく、地域振興策を行っていくビジョンといった将来像の部分であり、県の交付金を活用していくことについては昨年度から協議している。

速やかにとの指摘があったので、特定廃棄物の埋立処分施設を含めて、将来展望を具体的に示せるように取り組んでいきたい。

高野光二委員

廃棄物処理中間貯蔵施設にかかわることで、関連で聞く。

南相馬市で汚染された廃棄物、低線量のものや指定廃棄物以外のものは一般廃棄物になると思っているが、仮置き場に入ったものはそのまま一般には使えない。ここに書かれている目標が1,600haとなっているが、今つくろうとしている中間貯蔵施設に入れることになる。

一時仮置きだから、30年後にそこから持ち出すか、どう処分するかを判断するのは国の仕事である。しかし、一方では実証実験を行うとのことであり、線量が低くて一般廃棄物に近いものを有価物として使うとのことである。本来は8,000 Bq/kg以下は一般廃棄物である。しかし8,000 Bq/kgに近いものを一般廃棄物で再利用するのは、地域の人たちの理解を得られにくいから、5,000 Bq/kgぐらいに基準は落ちつくと思う。そのような実証実験を南相馬市で行っている。実験の結果、県の公共事業で使ってもよいとなったとき、将来的には県の土木工事でもこれを利用しなければならない可能性があるのではないか。当面は津波の防災林の土盛りのところに使えないかとの議論もある。

この話は具体的ではないため、そのような議論があるということにとどめておく。今は県が直接行っているわけではないが、そのような可能性も含めて将来的に中間貯蔵施設に運ばれたものの処理についての考え方を聞く。

中間貯蔵施設対策室長

今の質問は現在南相馬市で行われている除去土壌等の再生利用に関する実証事業の件かと思う。中間貯蔵施設へ搬入後、輸送開始から30年以内に最終処分場に運ぶことは法制化もされている。現在行われている再生利用の実証事業等についても、あくまで県外の最終処分場に運ぶことを前提としている。中間貯蔵施設に運ばれてきた全ての除去土壌をそのまま運ぶことは、技術的にも手法的に難しいため減容化や再生利用の検討などが必要との考えのもと、実証事業が行われていると認識している。

今後実際にその再生利用を具体化していった場合には、当然ながらその放射性物質に汚染されたものに対する県民、国民感情もあるので、そういった県民、国民の理解の醸成や安全・安心の確保と言ったものが非常に重要であると考えており、そうした観点からもまず国の取り組みをしっかりと確認していく必要があると考えている。

高野光二委員

県外に全て持ち出す問題はずっと生きているため、県内で有価物として再利用することは、全く議論の外の話である。前段の話であるから、いずれそのような受け入れも可能な状況になった時は、もう1回そこをリセットして本来の議論がされるべきと思っているが、これはあくまでも国の責任で行う形であるから、そこは慎重に進めてもらいたい。そのよう

な状況もしっかり監視願う。

次に、野生鳥獣対策についてである。

先ほど古市委員から猿の被害の話があった。ここにはツキノワグマ、イノシシのことも載っているが、ツキノワグマの被害等が多く報道されている。テレビ、ラジオ等ではいろいろなメディアや看板を通じて熊に注意しなさいとPRしている。しかし、熊を捕獲するなど、もう少し頭数を減らすといったものはここには一つも載っていない。熊が人家の周りに出てくる危険性があるので、ある程度捕獲して、頭数を減らすべきだと思う。

保護動物になっているからかもしれないが、人間に危害を加える状況があるときには、ある程度頭数を制限する考え方が正しいと思う。その文言が一つも書かれていないので、そういった対策や考え方を聞く。

自然保護課長

ツキノワグマへの対策であるが、基本的に今の県の保護管理計画では熊の生息域と人の生活圏を分けて、人の生活圏に来る熊は有害捕獲等で対応しており、例えば熊が大量に出没した平成28年度は、有害捕獲が337頭とかなり多かった。27年度は、熊が比較的市街地において来なかったので142頭で、26年度は大量に出没したので430頭を有害捕獲している。

基本的には人の生活圏に入って被害を及ぼす熊については、有害捕獲の形で市町村と連携しながら対応していくことになっている。今年度は新規事業として集落に来る熊について、住民と専門家が一体となって集落環境診断をして、どのようなルートで熊が来るのか検討し、その地域に最も適した対策を行うというモデル事業について9地区を選定し対応している。基本的には有害捕獲で対応していくのが現在の県の考えである。

高野光二委員

思いのほか捕獲している。現実的にはイノシシの頭数と比べると少ないが、この数字を見てこれだけ捕獲しているのかと思った。それなりの対策をとっていると思う反面、これだけ捕獲していても農作業をしていて後ろからかまれたり、登山者が熊に襲われるということが非常に多い。本格的に全体的な生息数を把握してコントロールすべきであり、ぜひ調査すべきだと思う。

ここに書かれている地域は特にこの対策を必要とする9カ所の地域とのことだが、その9カ所について参考までに聞く。

自然保護課長

今年度新規事業で、まず市町村にそのような地域で対策したいところがあるかの要望調査を行い、県内9カ所を選定した。中通りは県北の福島市、県中の郡山市、県南の西郷村、残りは会津の6地区で会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金山町の全部で9カ所を選定して、現在事業を実施している。

高野光二委員

熊に襲われて亡くなる方も現実に出ているので、深刻な状況にならないように早目に対策をとってほしい。

私の地元の小高区においても今まで見かけなかった猿の群れが、集落や町の近くまであらわれたり、開校になった小高産業技術高等学校の校庭付近までニホンカモシカがあらわれたり、とんでもない状況になっている。ニホンカモシカを捕らえることはできないが、野生動物が民家にまでどんどん入り込んでいる。これで害を及ぼさなければよいが、共存が難しい実態があるため、やはり頭数がふえない、危険を及ぼさないようにぜひ先手を打って対策をとるべきだと思う。担当課でなお一層努力願う。

ほかの委員からも質問があったが、新しく3路線を生活路線バスとして設け、住民の利便性に対応する形になっている。

例えば、新しく検討されている南相馬市—県立医科大学間は民間の路線バスがない。南相馬市—福島市間の路線は3分おきに出ており、かなりの利用客がいる。利用客がいる中でまた路線バスを新たに南相馬市から県立医科大学で設けると、

民業圧迫とならないのか。民間に補助金を出して路線バスの運行を頼んでいることになる。

県立医科大学に行く人は福島市街を経由して行くよりは楽になるので、ありがたい話になると思うが、3路線の運行を決めるに当たって、どのようなニーズ調査をして、どのような経緯で決定したのか。

生活交通課長

この12市町村のバス路線の決定については、12市町村を北部、南部、真ん中の阿武隈方部3方部に分け、該当する役場、事業者、県、専門の大学教授などにより、その必要性や要望を聞き取ってこの路線につなげている。

ニーズの数量的なものについては、なかなか言いあわせれないが、役場を通じて地元の意向はよく聞いている。

また既存路線との共存については現在事業者、地元とよく話をし極力そのすみ分けができるよう、両方とも路線が極力設立維持できるように話し合っており、それが進めば開設に近づく。

高野光二委員

これは避難地域の生活、路線バスとして取り組んでいる事業であるから、本来の路線バス維持であれば乗客数の実態に合わせて廃止する可能性があったはずだが、政策目的の路線バスなのでそれを度外視した形になると思う。

だから、1回に乗るのが3～4人でも運行すると思うが、この事業の経過をどう考えているのか。

生活交通課長

この4月から始まった3路線、さらに追加の3路線の合計6路線の財源は、復興予算、いわゆる復興庁が所管している予算と、県負担分については特別交付金が交付税措置されるので、市町村の負担はない状態で運行される。つまり赤字補填がなされる。

ただこれは復興予算であり当然限りがある。すぐになくなるとは聞き及んでいないが、そのあたりは復興庁、国土交通省に財源の確保を求めるとともに年数を見きわめて、しかるべき時期には継続するためにどうするか、あるいは役割が違ってきて別の路線を求めるのかを判断し、対応していきたい。

神山悦子委員

アスベスト関係はこちらかわからないので聞く。住宅ならば土木部、労働者の関係ならば保健福祉部かもしれないが、他県で事例があったアスベストへの対応は特に考えていないのか、どこが担当するのか。

水・大気環境課長

委員指摘のとおり、住宅関係のアスベストであれば土木部の所管、健康影響等については保健福祉部の所管になる。

我々は一般大気環境において、アスベストがどのような状況にあるのか環境モニタリングを所管している。

吉田栄光委員

先ほどほかの委員から富岡町、檜葉町の特定廃棄物の交付金等の減額について質問があったが、改めて確認する。私の勘違いであれば失礼だが、基本的には搬入を含めた手続が年度内に行われなかったので減額されたと思っていた。先ほどの説明によると、この100億円の交付金は事業の確定がまだとのことだったが、2町ではさまざまな事業を積み上げて、一定程度の交付金の額が大体確定していると思っていた。改めて聞くが、事業が執行されなかったので減額されたとの考え方で正しいか。

次長（環境保全担当）

特定廃棄物埋立処分事業の交付金については、埋立処分事業が2町で行われることによる風評などの影響の緩和を目的とし、必要な地域振興や風評対策の事業を町が行うための原資として、自由度の高い交付金を県から措置するものである。具体的には2町から申請があつてから交付金を交付する。その影響が長期に及ぶことを考え、基金を2町に造成し、必要な事業を長期間にわたって行っていく仕組みを考えている。

9月補正の後、2町でまず基金を造成する条例をつくり、その上で資金の交付申請を受けて交付する手続を前提に2町と調整を続けてきたが、結果として県に交付金の申請をするまでには至らなかった。2町において影響を緩和するために、これからどのような地域振興策を図っていくかの考えに基づいて基金を請求することになるが、これについて昨年度後半に協議を重ねる中で2町の置かれた状況、例えば搬入路整備の関係や、その大元の地元理解などの状況から交付金の請求を申請するまでには至らなかった。

吉田栄光委員

要するに事務的に手続が終わらず、町も基金の議論ができていないので受け皿がないということか。つまり、この事業はまだまだ積極的に進めていかなければいけない。

自然保護課長は大変苦勞していると思う。毎回イノシシ等の話が出る。自然保護課長は保護管理する立ち位置である。生活環境部には廃棄物、中間貯蔵施設を管理するといったいろいろな業務があるが、これはある意味で廃棄物である。

常任委員会では、北海道の発酵菌を利活用した減容施設へ早々に調査に行つて、そういったものを視察しながら、処分についての見識を広めてきたが、ようやくそれを活用する施策が出てきた。

廃棄物関係にも非常に関与している。生活環境部全体として今これだけ説明があつて、年内にしっかりフレームをつくつて示すとのことなので、県北、県中、浜通り地区などでさまざまな問題があるが、生活環境部一丸となつて、イノシシ等の処分について早目にしっかりと施策を出してもらいたい。部長に答弁願う。

生活環境部長

イノシシの捕獲頭数が本当にふえており、その処分について取り組んでいかななくてはならない。

まさに今指摘のとおり一般焼却炉で燃やすことになると、それを所管しているのは一般廃棄物課になる。名前からして、基本的にはイノシシ、熊などと共存しすみ分けして保護していくのが自然保護課であるが、今度は思い切って減らして処分することとなつたので、生活環境部で一丸となり、トータルとして今年度中に作業がしっかりと前に進むよう全力で頑張っていきたい。